

# 「夫婦別姓って何？」

## あなたは 選択的夫婦別姓に きちんと反論できますか。

執筆者：平野 喜久

1996年ごろ執筆した小論をそのまま掲載しています。

民主党政権で法案通過が目前に迫る中、別姓反対派がきちんと反論するためのネタとしてご利用ください。

この小論の著作権は執筆者に帰属しますが、印刷、配布、引用、リンクなどは自由にご利用いただいて結構です。

ただし、内容の改変、引用元を明示しない他著作への転用、商業利用は禁じます。

## 第一部 これが民法改正の理由になるのか

夫婦別姓は私たちの人間関係全体に影響する問題だ

一九九四年一月一〇日付の朝日新聞の投書欄に、ある女性の不満が紹介されていた。その女性は、事実婚による夫婦別姓を実践しているらしい。投書によると、彼女は年賀状の差出人を夫婦連名にする場合は、自分の名前を先に書き、宛名の方も、夫婦の名を書くときは妻の名を先に書いたそうだ。なぜそんなことをしたかという、**「わ**

が国の習慣では妻の名が先に書かれることはほとんどないから、あえてそうした」のだそうである。

そこで、この女性は何が不満かという、自分のところに来る年賀状がなっていないと、ご立腹なのだ。

しかし、届いた年賀状の方はというと、私と夫が連記されている場合は、百パーセント夫の名が先だ。私だけを知っている友人でさえ、そんな風を書いてくる。あなたは、夫の何なの、と言ってやりたくなる。

こんなことで腹を立てられては、年賀状を出した方もたまったものではないが、この女性の怒りは、この程度では納まらない。

もっとひどいのは、わざわざ私の姓を夫の姓に直していたりする。人の名前を書き違えるほど失礼なことはないが、書いた本人は失礼という自覚はないだろう。確信犯である。

なんと、年賀状を出した側が犯罪者扱いである。

そして投書は、こう締めくくられている。

夫婦別姓の法制化も検討され始めており、時代は変わりつつある。伝統と習慣の上にドンとあぐらをかいている人たちは、ちょっと座り直してみてもらいたいものだ。

つまり、悪いのは自分以外の人々であり、変わるべきなのも自分以外の人々だということだ。わざわざ一般の習慣と違うことをしたら、摩擦が生じるのは当たり前なのに、それを他人のせいだと言い張るのだから、たちが悪い。

この投書を読んだとき、笑い転げてしまったが、同時に、こんなことを「堂々と主張するに値する正当な意見である」と思い込んでいる人がいるということに驚いた。(こんな投書を掲載する新聞社が存在することには更に驚いた)

この投稿者は、「社会不適應症」に陥っているとしか見えない。年賀状をやりとりするほどの親しい人たちとの間でさえ、まともな人間関係を築けなくなっている。「個人の自由」とか「個人の権利」とかいうことを、突き詰めていくと、ついにこのような人間を生み出すに至るのかと思われた。

「夫婦別姓」というものに疑問を持ち始めたのは、この投書がきっかけだった。別姓を推進しようとする人の第一声は、たいいてい、こうだ。

*「全員が別姓にせよとは言っていない。個人の自由に任せ、希望した人だけが別姓にきるようにすべきと言っているだけだ」*

夫婦別姓の問題は、本当にこんな単純なものなのだろうか。

先の投書を読んだとき、これは、別姓にしたいという人個人の問題ではなく、私たちの人間社会全体に影響を及ぼす問題ではないのか、と思われた。

### こんなにある、夫婦同姓だと困るとされる理由

別姓推進派は「夫婦同姓だと困る理由」として、次のようなものを挙げている。

- 1 . 結婚によって姓が変わると、各種の名義変更の手続きが煩わしい。*
- 2 . 仕事をする女性の場合、業績の連続性が絶たれてしまう。*
- 3 . 改姓するのはほとんどの場合、女性の側であり、女性差別だ。*
- 4 . 夫婦同姓は戦前の家制度の名残りだ。*
- 5 . 改姓を強制することは人格権の侵害だ。*
- 6 . 一人っ子同士の結婚では、必ずどちらかの家名が断絶してしまう。*

では、これらの理由がどの程度納得できるものであるかを一つずつ検討してみよう。

### 名義変更の手続きが面倒というのが民法改正の理由になりうるか

- 1 . 結婚によって姓が変わると、各種の名義変更の手続きが煩わしい。*

確かにそうだろう。名義変更という面倒な手続きがある方がいいかない方がいいかということならば、ない方がいいに決まっている。しかし、たかだか「面倒」というだけのことだ。世の中に、手続きの面倒なことは山のようにある。結婚による改姓手続きだけが際だって煩雑になっているわけではない。むしろ、結婚による改姓は一般によくあることだから、「結婚で姓が変わった」と言えば、簡単に納得してもらえ、手続きもスムー

ズに行く。しかも、個人にとっては一回限りのものであり、特に忙しい人は、知人に手続きを代行してもらえばいいことである。これが「耐え難い苦痛」であるとは思われない。これでもまだ手続きが煩雑すぎる場合があるというのなら、名義変更のシステムの方を簡略化できるように工夫すべきだ。どうして、単なる手続きの方を手つかずにして置いて、いきなり民法を変えなければいけないのか。

このようなことが、民法改正の理由に挙げられているということ自体が不思議だ。

実際、名義変更の手続きが面倒だから別姓にしたいという人がどれだけいるのだろうか。つまり、夫婦が同じ姓であることよりも、名義変更をしなくてすむ方にメリットを感じるような人がどれだけいるのだろうか。だいたい、このような面倒くさがり屋は、結婚という遥かに面倒くさいことなど、初めからしないものだ。

名義変更の問題は、改姓に伴う嫌なことを細大漏らさず拾い出したら、こういうこともあったという程度だろう。現状の不都合を強調するために、無理やり捻り出したという感じがする。

## 家族の姓のあり方を仕事の都合に合わせようとする不思議

### *2. 仕事をする女性の場合、業績の連続性が絶たれてしまう。*

夫婦同姓だと困る理由の中では、これが一番分かりやすい。それだけに、別姓推進派もここに力点を置いているようだ。

女性の社会進出が進んでいる現在、姓が変わると仕事がやりにくくなる人がいると言われると、私たちが何となく納得しそうになる。だが、少し待っていただきたい。本当に夫婦別姓を選べるようにすることで問題は解決するのだろうか。

確かに、姓を変えることで、積み重ねてきた業績の連続性が分かりにくくなったり、仕事上のネットワークが保ちにくくなったりということがあるかもしれない。しかし、所詮「あるかもしれない」という程度だ。それが心配なら、問題が起きる前に、姓が変わったことを関係者に周知徹底させればいいではないか。

これは、姓が変わったときだけに限らない。担当部署が変わったとか、肩書きが変わ

ったとか、勤務先が変わったとか、住所や電話番号が変わったとか、そのたびに関係者に連絡する必要がある。こんなことは日常茶飯事だ。例えば、金融業界では、社員の不正防止や仕事のマナーと顧客とのなれ合いを避けるために、数年ごとに配置転換が行われる。そのたびに関係者に異動の連絡をしている。

よく改姓による職場での不都合として、外部からの電話が入ったときの混乱を挙げるものがある。「〇〇さんはいらっしゃいますか」と旧姓で問い合わせがあったときに、取り次ぎが「そのようなものは当社にはおりません」と答えて切っしまい、先方に迷惑をかけてしまった、とかいうパターンだ。こんなことが、別姓でなければならないことの実例として取り上げられているのだから呆れる。

このような少しばかりの混乱は、改姓の時に限らず、職場の配置転換があったときには付き物だ。そのときに不必要な混乱を来さないために、普通は関係者への連絡を徹底するのである。これなど仕事の基本だし、最低限できて当たり前のことだ。

姓が変わったために業務に重大な支障を生じたとすれば、それは民法に問題があるのではなく、本人の資質に問題があるということだろう。

しかも、結婚は一生に何度もあることではないし、結婚で姓が変わることは特異なことではないのだから、関係者に周知させるのに特別の苦勞が必要だとも思えない。

また、結婚による改姓で確実に何らかの支障が起きると想定できる職種の人でも、仕事上は通称を使い続けることで問題は解決する。現実に通称の使用を認める職場はどんどん増えている。中には、まだ認めていない職場もあるだろう。だが、それは職場の問題であって民法の問題ではない。どうして、仕事の都合を絶対視して、家族の姓のあり方をそれに合わせなければいけないのか。

この場合、職場の変革の方を求めるべきであって、民法を変えて問題を解決しようというのはお門違いというものである。

## 夫婦別姓では働く女性は救われない

**「女性の社会進出が進んできた現在、夫婦別姓は時の流れだ」という主張は、まやかしである。夫婦別姓では、働く女性は救われない。**

働く女性のための夫婦別姓は、一見、女性の権利を保護しているように見えるが、実は「働く女性は家族の姓がバラバラになるというデメリットを我慢せよ」と言っているのと同じなのである。

働く女性がみんな、「姓は個人の持ち物で、生涯変わらない方がいい」と考えているのなら問題はない。しかし、各種の意識調査を見ても、姓にそこまでこだわる人はごく少数である。

ということは、多くの働く女性は、「姓が変わることで仕事に支障を来すようなことをしたくないが、家族の姓は統一されている方がいい」と考えているということだ。法律で夫婦別姓を認めただけでは、このように考えている女性を救うことはできない。「仕事か家族かどちらかを犠牲にせよ」と究極の選択を迫っているようなものだ。

本当に、働く女性のためを考えるのであれば、民法改正を主張する前に、夫婦同姓でも仕事に支障を来さないようなシステム作りを進めなくてはならないはずだ。

少数者の権利を守るのも結構だ。だが、「夫婦同姓の方がいいが、仕事への影響も最小限にとどめたい」と考える女性の方が遥かに多いのではないか。その人達の思いが取り上げられることはない。一口に「働く女性」といっても一様ではない。改姓で不都合を感じる働く女性全員を救済しようとするのなら、職場での通称使用の方を優先して推進すべきではないか。

もともと、通称使用などどうでもよく、夫婦別姓を推進することしか関心がないのであれば、「選択的夫婦別姓は、働く女性を救う」というのではなく、「働く女性のうち、家族の姓はバラバラでもかまわないと考える人だけを救うことができる」と正確に言ってもらいたい。

民法を改正しさえすれば、すべての女性は救われるかのような論調は大間違いである。

民法そのものに差別的な内容はない

**3 . 改姓するのはほとんどの場合、女性の側であり、女性差別だ。**

これは、夫婦別姓を進める理由の根幹的なものである。現状は女性差別であり、その女性差別を解消するために民法を改正しなければならないというわけだ。ここで、夫婦別姓の問題は、夫婦の問題ではなく、女性の問題として扱おうとしていることに注意しておきたい。女権拡張の運動家が夫婦別姓に積極的なのもこのためだ。

**「親が、姓とのバランスを考えて名前を付けてくれたのに、それを無理矢理改姓させられるのはイヤ」という意見もある。**親の命名を絶対視する理由は何なのだろうか。親から受け継いだ姓と、親が勝手に付けた名前を絶対視して、自分が自分の意思で結婚相手として選んだパートナーと同じ姓になることを拒絶する気持ちが理解できない。

また、**「無理矢理改姓させられる」という表現も引かかる。**約九八%の夫婦が夫の姓を名乗っているのは、女性が無理矢理改姓させられた結果だというわけである。中には、朝鮮半島の植民地時代に行われたといわれる「創氏改名」と関連させて、同じような暴挙だとする意見も見られる。

だが、現在、特定の人に改姓を強制するようなシステムは存在しない。夫婦同姓にしても、夫婦が合意の上で、どちらかの姓を選んで夫婦の姓にするということになっているだけだ。夫婦の合意を無視して、改姓が強制されることは絶対にない。

ということは、結婚したということは、女性の側もどちらの姓を名乗るかということに合意したということだ。合意できなければ、結婚には至らない。何が何でも結婚しなければならないわけではない。結婚までも強制されたというのでは、余りにも主体性がなさ過ぎはしないか。

## 説明の付かないことは何者かの陰謀のせいにしてしまう

それに、結婚によって、姓が変わること、男性と同じ姓になることを望む女性も存在する。

総理府が一九九六年六月に実施した全国世論調査によると、結婚で姓が変わることについて、「新たな人生が始まるような喜びを感じる」が、四三・四%、「相手と一体とな

った喜びを感じる」が、二五・一％だった。まるで、九八％もの女性が意志に反して無理矢理改姓させられているような言い分は、まやかしである。

別の世論調査を見てみよう。一九九一年五月に読売新聞が行った全国調査だ。未婚者に「結婚したら夫婦でどの姓を名乗りたいか」という質問したところ、次のような回答をている。

夫婦同姓 九二％  
夫婦別姓 四％

男女でほとんど差はなかったという。いろんな世論調査で同じような質問がされているが、全て傾向は同じだ。調査対象に偏りが無い限り、別姓希望者が一割を超えることはない。また、年月の経過によって、増えたり減ったりという動向も見られない。

これが未婚者の意識なのである。

ところが、別姓推進派は、この結果がお気に召さない。九割もの女性が「夫婦は同じ姓の方がいい」と思っているとは思えないのだ。だから、「多くの女性が同姓を希望しており、別姓希望はごく僅か」という調査結果を目の前にしても、少しもひるむところがない。「**多くの女性が夫婦同姓を希望してしまうのは、同姓が当たり前だと思っ**てしまっただけだ」と言う。

つまり、何者かの不当な圧力のために、同姓がいいと勘違いしたり、同姓しか無理だと思っただけだと言いたいのである。その「何者かの不当な圧力」を粉砕するために民法を改正せよということだ。

別姓推進派にとって、実際に人々がどういう意識を持っているかということはどうでもいいらしい。普通の感覚の人間だったら、自分の考えと全く違う調査結果が出たら、「もしかしら自分とはとんでもない勘違いをしているのかもしれない」と信念もふらつくというものだ。ところが、自分たちの考えることが一番正しく、その考えにそぐわない現実があるとしたら、その現実の方が間違っていると言い張るのである。

もうこうなると、何でもありだ。思い通りの意識調査が出たら、自説の強化資料として最大限に取り上げ、思わしくない意識調査は、何者かの陰謀によって「思い込まされているだけ」ということで片づけようとする。これなら、何も怖いものはない。言いたい放題、やりたい放題だ。



このような発想の別姓推進派にとって、九八%の女性が結婚で改姓しているという現実、そのまま「九八%もの女性が改姓を強制されている」ということになってしまうのである。

とりあえず、姓に関しては現状に女性差別の疑いがあるでしょう。それでも、これは民法の問題ではないのだ。現在、結婚した夫婦のうち、約九八%が夫の姓を名乗っている。改姓するのはほとんどの場合女性だというのはその通りだ。だが、民法が、女性に改姓を強要するようにできているわけではない。民法では夫または妻の姓を名乗ることになっているにすぎない。至って公平中立である。そして、それぞれの夫婦がどちらかを選択した結果、九八%が夫の姓を名乗っているのだ。

「女性ばかりが改姓している」という男女のアンバランスを不愉快に感じる人もあるだろう。ならば、これは民法に問題があるのではなく、国民の意識に問題があるということである。ということは、法律をいくらいじっても仕方がないではないか。

この点は考えようによっては、恐ろしいことである。別姓推進派の目的は、国民の意識を変えなければ達成されないからだ。九八%が夫の姓を名乗っているということの問題にするということは、このアンバランスを解消することが実質的男女平等だと思っているということである。別姓になりたいという人だけが別姓になっただけではアンバランスは解消しない。ということは、別姓希望者をもっともっと増やさなければ、別姓推進派の理想社会は訪れないことになる。

結婚したいけれど、人間関係が煩わしいという我が儘

#### **4 . 夫婦同姓は、戦前の家制度の名残だ。**

これも、説得力がない。家制度を意識させるものは何でもかんでも悪いという認識だ。中には「家」という文字を見ただけで嫌悪感を覚える人もあるらしい。家制度の何が悪くて、夫婦同姓はそれとどういう関係があるのかがよくわからない。別姓推進派にとっては、「家制度」に結びつくものは無条件に悪というのが、説明の必要もないほどの常識であるようだ。

結局、妻が夫側の姓を名乗ると、夫側の家に取り込まれてしまうようなイメージがある

ことが嫌なのだろう。このイメージなどという漠然としたものに、どれほど民法改正の説得力があるだろうか。

イメージが人々に及ぼす影響も無視できないから、未だに残っているように見える「家意識」も重要な問題だとして。しかし、これも結局は国民の意識の問題だということだ。別姓にしさえすれば「家」と無縁でいられるという考えは、余りにも無邪気である。

また、姓と家とのしがらみを断ち切ろうとするのなら、後に述べる新姓創設が一番いいはずだ。夫婦別姓は、配偶者の家との関係は切り離すが、自分の実家とのつながりはそのまま残すという、中途半端な態度である。

夫婦同姓を嫌がる人の意見にこういうのがある。

*「女性が結婚して姓を変えると、その家の嫁という目で見られそうでイヤ」*

たぶん、いかなる社会的役割も担わされたくないということなのだろう。

そもそも、結婚とは優れて社会的な行為であり、親戚や知人が倍に増えることでもある。結婚によって新しい人間関係が始まるのは当たり前だ。新しい人間関係が始まれば、新しい社会的役割や責任を担うことになるのも当然である。これは、誰が決めたわけでも、押しつけたわけでもない。慣習として一般の人々に受け入れられてきたスタイルだ。それが煩わしいのなら結婚しなければいいではないか。結婚をあくまでプライベートなものと考え、そのことで新たな社会的な関係を生みたくないとするカップルは、人知れず同棲をしているのが一番いいはずだ。

それなのに、敢えて法律婚を望む理由が理解できない。法律で認めてもらってこそ正式の結婚だという旧来の発想に囚われていながら、世間からは旧来の発想で見てもらいたくないということか。

このような人たちにとって、常に悪いのは自分以外のところにある。変わるべきは社会の方であり、世間の人々の意識の方であって、自分はいっさい変わろうとする気がない。私たちは、こういう幼稚な要求にいちいち耳を貸す必要があるのだろうか。

姓は人格を表すものとして認識されていない

### 5. 改姓を強制することは人格権の侵害だ。

「人格権」？ どうして、いきなりこんな権利が出てくるのかと驚く。時には「氏名権」と言われることもあるようだ。推進派はいろんな権利を発明する。

これは、最も一般の人の意識からかけ離れた理由だろう。姓に人格権があると言われてどれほどの人が実感として理解できるだろうか。

一九九四年に行われた朝日新聞の世論調査を見てみよう。「あなたは、名字からどんなことを思い浮かべますか」という質問に対する結果はこうだ。

一番多かった回答は、「家族」で四一％。次点は「家系」で三一％。「人格」と答えた人は僅かに四％である。

このような結果になるのは誰もが予想できることで、わざわざ世論調査を持ち出すまでもないことかもしれない。だが、別姓推進派は、この自明のことを無視してしまう。

ファーストネームに人格権があるというのならまだ話は分かる。個人に付けられたものだからだ。だが、ファミリーネームは家族に付けられた名前のはずである。つまり、その家族という共同体の構成員として、姓が与えられているのではないのか。会社という共同体では「A社の社員」というのと同じだ。もし、A社からB社に転職すれば、「B社の社員」という呼び方をされる。

家族も同じだ。別の家族の構成員になったら、姓が変わるのは何の不自然もない。現在の制度が、一般の人々に抵抗なく受け入れられている背景には、姓に対するこのような意識があるからだろう。

姓と名は不可分で個々の人格と直結したものであり、生涯変えてはならないという発想は、血統を重要視する中国や韓国ならいざ知らず、もともと日本人には希薄なのではないだろうか。

別姓推進派は、戦後の新民法で家制度が消滅したことで、姓は個人のものになったと主張する。だから、自分の姓をどうするかは個人の選択すべきことだし、家族が同じ姓である必要もないと考えるのだ。しかし、法解釈だけで簡単にこう結論を出してしまう神経を疑う。肝心なのは、国民がどのように考えているかではないのか。一般の慣習と

して、家族のまとまりを重視して、姓は家族の名前と見なすことが定着しているとしたら、そちらの方を尊重すべきだ。自分たちの法解釈を絶対視して、それに合わない国民感情の方が後れているとするような態度は、傲岸不遜も甚だしい。

## 夫婦同姓を攻撃するためならどんな理屈でもいい

このほかにも、別姓推進派は、現在の制度がいかに不当なものであるかを示すために、法律的知識を総動員して攻撃する。

その中でも、特異なものを紹介しよう。現在の民法は、「表現の自由を侵している」と言うのである。

*民法七五〇条の夫婦同姓強制は、夫婦となろうとする一方のみに、自分がそのパースナリティを表現する手段としての「姓」を捨てさせます。このことは、「姓」を捨てさせられた者にとって、長年愛用してきた「姓」という自己表現手段を、少なくとも結婚期間中は奪われてしまうことを意味します。まさに民法七五〇条は「表現の自由」を侵害しているといっても過言ではないでしょう。(東京弁護士会 女性の権利に関する委員会『これからの選択夫婦別姓』日本評論社 一九九〇年)*

いったい、「姓」で自己の何を表現しようというのか。普通感覚では見当もつかないが、同書の解説を読み進めよう。

*ところで、結婚に当たり、ある女性が他方配偶者への改姓を拒否する行為は、現在の日本においてどのような意味を有するでしょうか。*

「他方配偶者」とは厄介な言葉を使うものだ。まるで、縁もゆかりもない赤の他人のようではないか。どうして「夫」と簡単に言えないのか。どうも、別姓推進派は、結婚や夫婦をパサパサに乾いた関係でしか捉えたくないように見える。

さて、ご注目あれ。日本の女性が夫の姓を拒否することで、何を表現しようとするのが次に書かれている。ワクワクしながら読んでみよう。

*それは、社会の慣行を拒否し、ステレオタイプの女性でないことを表現する活*

動、姓を変えないという不作為による抵抗表現である場合もあります。また、自分が自分であることを常に示しながら生活したいというその女性の生き方そのものを表現する行動である場合もあります。(中略)

それにもかかわらず、民法七五〇条が、男女の一方の改姓を迫るのは、その人の表現活動を封じることがを意味し、表現の自由を侵害する行為となるでしょう。

ワクワクしながら読んだ結果がこれだ。暗澹たる気分になる。

「社会の慣行を拒否」することにどういう意義があるのか。「姓を変えないという不作為による抵抗」とは、何に対して抵抗するのか。「自分が自分であることを常に示しながら生活したい」とは、いったいどういうことを言っているのか。ほとんど全て意味不明である。これでは、むやみに社会に反抗している思春期の不良少年と一緒にではないか。

別姓推進派の感覚はあまりにも一般の私たちの感覚とかけ離れすぎている。このような、突拍子もない理屈で、まくし立てられても、ただあつけにとられるばかりだ。まともに相手にしようとする事自体が無理なのかもしれない。

## 別姓支持に紛れ込む血統主義

### 6. 一人っ子同士の結婚では、必ずどちらかの家名が断絶してしまう。

この理由だけは異質である。夫婦別姓が言われ出した当初からの理由というよりも、途中から、これを理由に夫婦別姓を支持する人が紛れ込んできたと言った方がいいだろう。

他の理由が、個人尊重や男女平等を基盤にしているのに対して、この理由だけは、家名存続という血統主義を基盤にしている。全く立場が違うのだ。推進派は夫婦同姓の問題点として、家意識の残存を挙げているが、家意識などよりも遥かに強烈な血統主義が別姓支持に紛れ込んでしまっているのである。全く正反対の立場によって支持されているというところに、この選択的夫婦別姓の抱える矛盾がある。

ところが、推進派は別姓支持層の中の血統主義を排除しようとしめない。夫婦同姓の家意識を毛嫌いするのなら、血統主義など更に拒絶しなければならないはずなのに、

である。

一人っ子同士の結婚が、実際に増えている現在、夫婦別姓を支持する理由としては、この家名存続のためというものが一番切実だし現実的かもしれないのである。推進派は、このことをなぜ問題にしないのか。個人尊重や男女平等を強調しておきながら、一方では血統主義の温存に手を貸してしまっている。推進派は、この矛盾に気づいているのだろうか。

それどころか、別姓推進派の中には、この家名存続という理由を最大限に利用しようとしている者もある。特に年配の人たちには、「家名を残すため」ということでないと夫婦別姓を理解してもらえないからだ。そして、それはある程度の効果があるようだ。

ところが、別姓推進派は家名存続のためという理由を全面的に支持する格好は取らない。

次のような理由が、大まじめで語られるのである。

*両家の両親が家名存続を強硬に希望するために、愛し合っている二人が結婚できないという悲劇がある。*

何という情緒的な発想だろうか。これではシェークスピアの戯曲だ。

愛し合っている二人が結婚できるようにするために、夫婦別姓を認めるという。こんなことまで法律が面倒を見なくてはいけないのか。

とにかく、何でもいから民法を改正してしまいたい、という態度だ。全ては民法を改正してから考えるつもりらしい。

## 家名存続にも役立たない夫婦別姓

ところで、家名存続という立場から見た時、夫婦別姓は有効な解決策であろうか。

一人っ子同士の結婚の場合、夫婦別姓にすれば取りあえずは両家の姓を残すことができる。しかし、それは一代限りで、子供に姓をつける段階になって結局一方の姓しか残せないということになる。家名の消失が一代先送りになるだけのことだ。このよう

に、家名存続という立場から見ても、夫婦別姓は有効な解決策にならない。

それよりも、子供にどちらの姓をつけるかで、両家の骨肉の争いが展開しそうなのが心配である。家名存続にこだわる両家であるために、夫婦別姓にならざるを得なかったのだから、その子どもにどちらの姓を付けるかは、簡単には済まされない問題になってしまうはずだ。

家名にこだわる人にご忠告申し上げる。「うちは娘が一人しかいないから、家名を残すために夫婦別姓を」という考えは、お止めになった方がいい。現在進められている夫婦別姓は、家名存続に役立たないばかりか、家名というものの自体を意味のないものにしてしまおうという動きなのである。

## 高齢社会に向けた夫婦別姓

現在の日本は、「高齢化社会」から、既に「高齢社会」に移行したが、老人福祉の面から、夫婦別姓を捉える論者もいる。

老後の面倒を誰に見てもらいたいかという質問に、「実の娘」という回答が多いという。結婚した女性に改姓を強いることは、実家との縁を絶ち切ることになる。女性が、結婚後も実の親との関係を保ち続けるためにも、夫婦別姓は時代の要請だというのである。

またまた奇妙な別姓論だ。

夫婦は、愛情と信頼の方が大事で、姓が同じである必要はないと言いながら、実の親との関係は、姓が同じでないといけないということか。どういう理屈なのか、理解不可能だ。その場の思いつきで、別姓論をぶっているとしか見えない。

この理屈は、別姓夫婦が親になったときを考えると、破綻する。別姓夫婦の娘が結婚して姓を変えなかったとしよう。しかし、この娘は初めからどちらか一方の親とは姓が同じではなかったのだ。結婚後も姓を変えないことで、実家の親とのつながりを保とうとしても、もはや無理である。

さて、以上、現行の民法を変えて選択的夫婦別姓を導入しなければならない六つの

理由を検討してきたが、有力な根拠が見あたらない。どの理由も、後から取って付けたような印象だ。方向が散漫で、代表的な理由一つに絞り込めない。ここに夫婦別姓論の欺瞞があるように見える。「どうして民法を変えなければいけないのか」「どうして夫婦別姓でなければいけないのか」という疑問が更に膨らむばかりである。



## 第二部 別姓推進派の理屈はこんなにおかしい

### 世論はほとんど変化していない

別姓推進派は、「別姓はもはや時の流れ」「別姓を支持する人は急速に増えている」ということを言う。世論調査の結果を見ると、たいていは反対派の方が圧倒的に多い。だが、推進派はその結果を素直に受け入れようとしない。現在はそうでも、将来は別姓賛成派が主流になるはずだと言い始めるのだ。現在の世論を調べた調査結果を見て、その内容が自分たちにとって都合が悪かった場合は、将来どうなるだろうかというのを勝手に想像して、そちらを結論にしてしまおうとする。

では、「別姓を支持する人は増える」という予測は果たして的中したのだろうか。今までに、何度も世論調査が行われているので、その調査結果を見てみよう。

#### < 総理府世論調査 >

	賛成	反対	(通称使用)
一九九〇年九月	二九・八%	五二・一%	-
一九九四年九月	二七・四%	五三・四%	-
一九九六年六月	三二・五%	三九・八%	二二・五%

どうだろう。

賛成の割合が急激に増えているようには見えない。

それどころか、九四年の調査では、九〇年より賛成が減り、反対が増えている。この結果を見て、別姓推進派は青ざめただろう。法務省も焦ったに違いない。この種の世論調査は三年から五年ごとに行われるのが通例だが、九四年の調査以後、二年も経たない九六年に、法務省の依頼で、また世論調査が行われた(もちろん、国民の税金を使って)。そして、今度は質問のニュアンスも、選択肢もガラリと変えた。設問の形式を変えてしまっただけでは、過去の結果と比較することができなくなってしまうのだが、どうも、

世論の変化を正確に読み取ろうとする気は初めからないようだ。それよりも、世論が変化しているように見せるために悪あがきしている様が見て取れる。

九〇年と九四年の質問は、別姓も選べるようにする民法改正に賛成か反対かをストレートに尋ねる単純な表現だった。それが、九六年の調査では、「夫婦が婚姻前の名字を名乗れるよう法律を改めても構わない」というのが従来の賛成を表す選択肢になった。そして、最も大きな違いは、今までにはない通称使用が選択肢として加わったことである。その表現は、「婚姻で姓を改めても、旧姓を通称として使えるよう法律を改めても構わない」となっている。どうやら、今回のキーワードは「……ても構わない」であるようだ。

意識調査の選択肢は、「……すべき」「……すべきでない」「……した方がいい」「……しない方がいい」という表現になるのが普通だ。はっきりした意識を調べたいと思ったらこういう表現になるのが当然だろう。「……ても構わない」などというあやふやな態度を表す表現は非常に珍しい。この表現なら、別姓賛成派がもっともっと増えるだろうと目論んだようだ。こんな異例の表現を使ってまでして、別姓支持を最大限に拾い集めようとしている。一種の誘導尋問といってもいい。だが、苦心した割りに結果は思わしくなく、三二・五%が精一杯だった。これでは、別姓支持が増えているとはとても言えない。

法務省はこの程度で簡単には引き下がらない。通称使用を選んだ二二・五%の人たちも別姓を認めていると見なして、「別姓容認派」が五五%になったとぶち挙げたのである。調査結果に対する法務省民事局のコメントは、こうだ。

「過去の調査に比べ、選択肢としての別姓に理解が進んだ」

新聞各紙もこの論調で追従し、「別姓反対派が減った」「別姓容認派がついに過半数」と報道した。特に毎日新聞は朝刊一面トップで報じていた。

これはどう見ても、別姓支持者が急激に増えつつあるように錯覚させるための情報操作である。

通称使用の二二・五%の実態は、夫婦同姓の原則は変える必要はないと考える人たちなのだ。新姓だと不都合がある場合に旧姓も使えるようにしようという現実的な妥協案である。現在の別姓推進派には到底受け入れられない内容だ。ということは、本当の選択的夫婦別姓を支持する人は、三二・五%だけ。逆に見ると、夫婦同姓の原則を

変える必要はないと考える人は、反対派と通称使用派とを合わせて、六二・三%にも昇ることになる。これは過去最高の数字である。

別姓に対する理解が進んだように見せかけるために行われた世論調査だったが、皮肉なことに、別姓支持派は一向に増える様子も見えず、夫婦同姓の原則を変える必要はないと考える人が相変わらず圧倒的に多いことを証明することになったようだ。

では、読売新聞社の行った世論調査もあるので、ついでに見ておこう。

#### < 読売新聞社世論調査 >

	賛成	反対
一九九一年五月	三六・七%	五九・五%
一九九六年三月	三七・一%	五六・七%

総理府の結果に比べて、賛成反対ともに数値が大きくなっているのは、選択肢の設定に違いがあるためだ。単純な数値の比較はできない。だが、「賛成」対「反対」の比率は、総理府の調査結果とほぼ同じである。どちらの調査結果を見ても、反対派の方が圧倒的に多く、しかも、時間の経過とともに大きく変化する傾向も見られないという点で、両者に違いはない。

何度世論調査を繰り返しても、同じような結果しか得られないということを見ると、これが正確な世論であると判断していいだろう。これらの調査から得られる結論は、「選択的夫婦別姓には、反対する人の方が圧倒的に多く、この傾向は時の経過とともに変化していない」ということである。ところで、朝日新聞社も夫婦別姓に関して同様の世論調査を実施している。しかし、その結果が異様なのだ。

#### < 朝日新聞社世論調査 >

	賛成	反対
一九九四年九月	五八%	三四%

総理府や読売新聞社の調査結果と全く違う。賛成と反対を取り違えたのではないかと思わせる数字だ。

この結果に、「ついに賛成派が過半数」「世論は急激な早さで変化している」と、別姓推進派は大はしゃぎであった。自分たちの活動成果が実って、世論をここまで動かすことができたかと、さぞ喜んだことだろう。

だが、他の世論調査と比べたとき、この数字はあまりにもおかしい。全く同じ時期に行われた総理府の世論調査とも結果が全然違うし、その前後に行われた他の世論調査とも違う。この時だけ世論が劇的に変化したとは考えられない。世論を正確に把握しようとした結果というよりも、ある結論を初めに想定して、そこへ向けて回答を誘導してしまった結果と言った方がいいだろう。世論調査は、質問の設定の仕方で、こうも結果が違ってきてしまうという証左である。

## 選択的夫婦別姓は実質的男女平等を保障しない

推進派の主張の中には、「現在の民法は、形式上の男女平等を保障しているにすぎない。実質的な平等を実現するために選択的夫婦別姓制を導入すべきだ」というものがある。だが、これはおかしい。

今回の民法改正が実現して、選択制になったとすると、実際にどれだけの夫婦が別姓を選ぶだろうか。多くの国民が、待ってましたとばかりに別姓に飛びつくだろうか。とてもそうは思われない。実際に夫婦別姓になりたがっている人がごく少数であることを考えると、大方は、現状と変わりがないと見て間違いないだろう。ということは、せっかく民法を改正しても、ほとんどの夫婦が夫の姓を名乗るという現状はそのままということになる。

現状が女性差別だというのなら、推進派が思い描く男女平等は、現在の改正案でも実現される確証はない。むしろ、実態は現状のままという公算が大きい。ということは、選択的夫婦別姓も、結局は形式上の平等を保障するにすぎないのである。

その時、推進派はどうするのだ。またしても、「改正した民法も一見、男女平等のよう

に見えるが、実際は不平等をもたらしている」と言い出すつもりか。それとも、夫婦別姓が形式上認めてもらえさえすれば、実態が現状のままでも満足するのだろうか。

九八%の夫婦が夫側の姓を名乗っているというアンバランスを問題にしておきながら、それを民法を変えることで解決できると考えることがそもそもの間違いだ。別姓を選択することが可能になっても、国民が実際にそれを選ぼうとしなければ、もとのままなのである。推進派の思い描く男女平等を、無理にでも実現しようとするれば、夫婦別姓の強制しか方法はないだろう。

## 夫婦別姓は、女性の問題ではない

九八%が夫の姓を名乗っているというアンバランスが問題だとするなら、夫の姓を選ばず夫婦と妻の姓を選ぶ夫婦が半々ぐらいになればバランスが保てる。男女に偏りがなくなり、「女性だけが改姓させられる」という不平等感もなくなるだろう。ところが、半々になればいいのかというと、どうもそうではないようだ。妻の姓を選ぶ夫婦をもっと増やそうという意見は全く聞かれない。その理由らしいものとしては、こんな発言が聞かれる。

*「半々になったとしても、結局夫婦のどちらかが改姓を強制されることになる」*

*「改姓の強制で女性が味わっている苦痛を、男性に押しつけない」*

だが、こうなるとまた話が少し変わってくる。「九八%が夫の姓」ということが問題なのではないということになる。なぜなら、たとえ「五〇%が夫の姓」ということになっても問題だというのだから。ということは、本当の問題は、「結婚でどちらかが必ず改姓しなければいけない」ということではないか。このとき、男性とか女性とかいうことは関係ない。つまり、女性差別ということとも無関係なのである。

そもそも、問題の設定の仕方が間違っているのだ。「結婚でどちらかが必ず改姓しなければいけない」ということを問題として全面に出すべきである。「九八%が夫の姓」ということを問題にして、女性差別と無理に結びつけようとするから、焦点がぼけてしまう。問題として取り上げていることと、その解決策がチグハグなのだ。

夫婦別姓は女性の問題ではない。男女に関係なく、一般の人々全体の問題だ。女

性を守るための夫婦別姓であるかのような主張は、まやかしである。

ここで、疑問に思われるのは、「別姓推進派は一体どのような社会を目標にしているのだろうか。どのようになるのが望ましいと考えているのだろうか」ということだ。その辺が語られることがない。

夫の姓を名乗る夫婦が五〇%になっても問題は解決しないということは分かった。ならば、法律上、別姓の選択ができるようにすればそれでいいのか。これで別姓を実践する夫婦が一気に増えればいいが、現状はそのままである可能性が高い。では、全員が夫婦別姓にしてしまえばいいのか。こうなれば、改姓によって不便を感じる人はいなくなるが、夫婦同姓を希望する人の意思が無視されてしまう。

結局、別姓推進派は何を目指しているのかが分からない。民法改正を叫ぶあのエネルギーの源は一体何なのだろう。改姓が面倒くさいという程度のものだろうか、それとも、もっと深遠な社会目標があるのだろうか。その辺を、はっきり示してもらいたいものである。

## 現状でも事実婚という方法で夫婦別姓を実践できる

だが、どうしても夫婦別姓で通したいという人の思いを否定するわけにもいかない。このような人の抱える問題は事実婚で解決できる。つまり、役所に届け出ない結婚である。婚姻届のない男女の同居が禁じられているわけではない。姓が別々なのだから、戸籍も夫婦別々でそれぞれが戸籍筆頭者になればいいではないか。結婚はプライベートの問題だから、いちいち国にちょっかいを出してもらいたくないと考える人ならば、なおさらである。

現実に、事実婚を実践している人はいる。本当に、夫婦別姓であることを必要としている人は、法律などに頼らず、既に行動を起こしているのだ。それでいいではないか。どうして、夫婦別姓を必要としない一般の人まで巻き込んで、わざわざ民法をいじる必要があるのだろう。

ところが、「事実婚をしろ」というのは問題発言になるのだそうである。その理由は、**「婚姻の意思はあるが夫婦同姓を望まないものに対して、不利益の多い事実婚**

を強いることになるから」ということだ。

では、事実婚にどのような不利益があるのだろうか。

まず考えられるのは、配偶者の相続権がないとか、税金に関して配偶者控除が認められないとかいうことだ。子供に関しては、非嫡出子は嫡出子の半分しか相続できないということがある。その他、事実婚のデメリットを無理に探すとすれば、職場で結婚祝い金などをもらえないということであろうか。

不利益が多いといっても、実態はこの程度なのである。しかも、事実婚であることに特別のペナルティが課せられているわけではない。ただ、法律上は独身と同じ扱いになるので、法律婚に適用される保護規定が受けられないだけだ。せいぜい、もらい損なう「お金」が惜しいという程度のことだ。「事実婚は不利益が多い」とはおおげさである。そもそも、個人主義を徹底しようとする者が、どうして、他者の遺産をあてにしたり、配偶者控除を期待したりするのであろうか。

## 別姓推進派が法律婚にこだわる不思議

ここで、確認しておかなければいけないのは、国や自治体に保護してもらうということは、一方では管理されるということである。管理されたくないが、保護してほしいという要求はありえない。推進派は、「結婚はプライベートなものであり、それを国家に管理されたくない」と考えているのではなかったのか。それなのに、選択的夫婦別姓は今まで把握できなかった事実婚を国家の管理下に引きずり込むことになってしまう。このことはどう理解したらいいのだろうか。推進派は、本当は結婚を国に管理してもらいたがっているのだろうか。

別姓推進派は民法改正よりも、事実婚の普及の方に力を入れればいいのか。別姓を目指す人たちは、家族の姓が統一されているという形式的な体裁よりも、どれだけ愛情と信頼があるかという実質的な方を重視するのではなかったか。だったら、法律上、夫婦と認められているかどうかなどということこそ形式的なことであり、どうでもいいことなのではないか。愛情と信頼がしっかりしていれば、家族の姓がどうなっていくと問題ではないという人が、結婚に関しては法律で認めてもらいたいと思っているとは実に不思議だ。

いや、これでは認識不足ということになってしまう。事実婚は既に以前から奨励する動きがあった。事実婚で夫婦別姓を実践しようという主張があったのだ。別姓推進派は、もともと法律婚などに特別の意義など感じていなかった。夫婦別姓を実践するには事実婚で十分だからだ。これで、事実婚のカップルが続々と誕生していれば、今日の民法改正の動きは出ていなかったかもしれない。ところが、事実婚の実践者はごく一部にとどまり、一向に増える様子もなく、今でも例外的存在だ。例外的存在として、周囲から奇異の目で見られることもある。そこで、夫婦別姓推進派は法律を変えてしまおうと思いついたのに違いない。法律が夫婦別姓を認めたとなれば、別姓カップルはもっとも増えるだろう、そうなれば、別姓カップルが肩身の狭い思いをすることもなくなるだろうという思わくである。事実婚推進派がいつの間にか民法改正推進派になったのである。

## 個人の選択の幅を広げるという嘘

選択的夫婦別姓の大義名分として「個人の選択の幅を広げるため」というのがある。「今まで、あんパンしか食べられなかったのを、メロンパンも選べるようにしよう」などという例え話がよく持ち出される。うっかり見逃してしまいそうだが、これはまやかした。選択的夫婦別姓では、個人の選択の幅は少しも広がらないのである。それをここで証明してみよう。

例えば、山田太郎と鈴木花子が結婚するケースを考えてみよう。鈴木花子にとって、結婚後の姓に関してどのような選択肢があるだろうか。

現民法下の場合。

夫婦が妻の姓を名乗る時：「鈴木花子」。夫の姓を名乗る時：「山田花子」。  
この場合は、「鈴木花子」か「山田花子」か、選択肢は二つに一つ。

選択的夫婦別姓の場合。

夫婦が別姓を選んだ時：「鈴木花子」。同姓を選んだ時：「鈴木花子」か「山田花子」。  
この場合も、「鈴木花子」か「山田花子」か、選択肢は二つに一つになる。

個人という視点から、結婚後の姓を捉えた場合、現民法でも、選択的夫婦別姓でも、



自分の姓のままか、相手側の姓になるかの二通りしかないのである。選択の幅はまったく同じ。少しも広がっていない。個人の選択の幅を広げるための選択的夫婦別姓とは大嘘である。

では、現民法と、選択的夫婦別姓とでは、どこが違って来るのだろうか。それは、夫婦としての選択の幅が違って来るのである。

同じく、山田太郎と鈴木花子のケースで考えてみよう。

現民法下の場合。

「山田太郎・山田花子」「鈴木太郎・鈴木花子」の二通り。

選択的夫婦別姓の場合。

「山田太郎・山田花子」「鈴木太郎・鈴木花子」「山田太郎・鈴木花子」の三通り。

選択的夫婦別姓を導入して選択の幅が広がるのは、個人から見た場合ではなく、夫婦の視点から見た場合なのである。

これは重要なことだ。

「個人だろうと、夫婦だろうと、選択の幅が広がるんだったら結構なことじゃないか」

と言う人がいるかもしれない。確かに、その通りだ。だったら、「個人の選択の幅が広がる」などという嘘はやめてもらいたい。どうして「夫婦の選択の幅が広がる」と言わないのか。「個人の選択」と「夫婦の選択」とでは話が違って来るのだ。

夫婦と言えども、二人の個人からなる共同体の一種だ。夫婦として、結婚後の姓を選択する場合、当然、両性の合意が必要になる。個人が勝手な選択をするわけにはいかない。そのとき、結婚のためにどちらかが妥協するという事も考えられる。両性の合意が得られなかった場合は、結婚が成立しないということもある。

これまた、当然のことだ。どれだけ選択肢が増えようとも、両性の合意が得られない場合は結婚が不成立になるというのは避けられない。むしろ、選択肢の多い方が合意に至るまでに時間がかかるかもしれない。

選択肢が多くなると、問題は解決するという考えはおかしい。一方が同姓を希望し、一方が別姓を希望する場合、このカップルは結婚をあきらめざるを得ない。別姓が認

められていないために、結婚できずにいるカップルがいる、と言うが、別姓が認められたとしても、結婚できないカップルは出てくるのだ。

別姓推進派の議論は、徹底した個人主義の立場から、「姓」も「名」も個人に帰属するものであるので、自分の姓をどうするかは、個人の自由に任せるべきだという方向に展開する。そして、「個人の選択の幅を……」となる。しかし、これはおかしい。夫婦別姓の問題は、夫婦の姓をどうするかという問題なのである。夫婦の問題なのだ。それを、個人の問題にすり替えてしまっているところに欠陥がある。もともと夫婦をひとまとまりとして見る視点が初めから欠落しているようだ。

## 中国韓国の夫婦別姓は血統主義による

さて、「中国や韓国でも夫婦別姓が当たり前なのだ」ということまで引き合いに出して、日本の異常性を示そうとする別姓推進派を紹介したが、この言動が、かなりのおっちょこちょいであることを次に示そう。

中国や韓国では夫婦別姓が主流であるのはその通りだ。むしろ、同姓が慣習として認められていないと言った方がいい。だが、これは近年の個人主義や男女平等の風潮に同調するために社会システムを変えたわけではない。夫婦別姓など、中国では何千年も昔から行われてきた。中国を宗主国と仰いできた朝鮮民族も当然、昔から別姓が当たり前だった。日本でも公家や武家では、江戸時代までは中国のしきたりに倣って、夫婦別姓が普通であった。

しかも、中国で夫婦別姓が行われてきた背景には、男系血統主義があることも忘れてはならない。つまり、姓とは血統を表す標識なのである。だから、生まれてから死ぬまで、姓が変わるなどということは考えられない。女性は嫁いでも、男性側の血統とは血のつながりがないから、夫と同じ姓になることはできない。自分の父親の姓を名乗り続けることになる。

これが、中国と韓国の夫婦別姓である。

結婚後も姓を変えないことができるなどという優しいものではない。いかなることがあっても、姓を変えることが許されないのである。

中国と韓国に関しては、個人の自由や男女の平等などとは遥かにかげ離れた、男系

血統主義という文化背景をもとに夫婦別姓が行われているということを十分承知しておかなければならない。

## 韓国の夫婦別姓は家族を崩壊させない

「夫婦別姓は家族を崩壊させる」とする別姓反対派に対する反論として、推進派がいう言葉にこういうのがあった。

*「別姓にすると家族が崩壊すると言うのなら、例えば韓国の家族はみんな崩壊しているとも言うのだろうか」*

姓の問題は、その国の文化や習慣と切って考えることはできない。表面的に夫婦が同じ姓になっているか別々になっているかだけで論じるわけにはいかない。

韓国では、既に述べたように、血統主義による夫婦別姓の社会だ。

血統は父親から長男に受け継がれるのが第一とされる。不幸にして娘しかいなかった場合は、弟の長男を養子として迎えて血統を継がせる。日本のように、血の繋がらない他家の男子を娘のために婿養子として迎えるようなことは絶対しない。つまり、韓国では、男子にしか血統は継承されないということだ。

だから、先祖は父方だけで、母方は先祖になり得ない。ということは、子どもは父親と同姓であることが大事で、母親とは同姓である必要がないことになる。その母親も、自分の祖先をはっきりさせるためにも、実家の父親の姓を名乗り続けなければならない、夫や我が子と同じ姓になることは許されない。

言い換えれば、夫婦や家族が同じ姓であることよりも、同じ先祖を持つ者が同じ姓であることの方を重視する社会なのである。「同じ先祖を持つ者は同じ姓を名乗る」という基本ルールで全てが成り立っているのだ。父親と子どもは先祖が同じだから、同じ姓を名乗る。夫と妻、または、母親と子どもは先祖が違うから、姓も違う。至って簡単な理屈で、これが韓国社会に定着しているのである。

韓国は、表面的には夫婦別姓であるが、実質は血族同姓といった方がいいだろう。

このような韓国社会で、夫婦の姓が違うなどということぐらいで家族の崩壊が起こるはずがない。夫婦や家族などよりも、もっと大きな血族という枠組みでまとまっているからだ。

一方、日本は血の繋がりよりも、実生活の方を重視する社会である。同じ家に住んで共同生活をしている家族を重視する。表面的には夫婦同姓だが、実質は家族同姓といた方がいいだろう。

このような日本社会で、夫婦別姓を広めたらどうなるか。日本は韓国のように、血族という大きな枠組みでしっかりまとまっているわけではない。個人の帰属先はまず家族なのだ。夫婦の姓がバラバラになるということは家族の姓がバラバラになるということである。家族の姓が同じ場合と、バラバラの場合では、家族の一体感や帰属意識はどちらが保ちやすいかといえば、当然同じ場合だろう。だから、日本人の多くは、夫婦同姓(家族同姓)を支持するのである。制度に縛られてやむを得ず同姓になっているのではない。何者かの陰謀で、同姓がいいと思込まされているわけでもない。

## 家族の一体感と姓とは無関係という詭弁

「夫婦別姓にすると、家族の一体感が保てなくなってしまう」という別姓反対派に対して、別姓推進派の苦し紛れの言い訳がいくつかある。

その一つは、「**家族の姓が違っていても、一体感は保てる**」という言い分である。

**「家族の一体感、お互いの愛情や信頼で保つべきもので、姓が同じかどうかという外見上の形式で保つものではない」**

というのがその理由だ。

**「別姓でありながら、仲良くやっている家族はたくさんあるし、同姓でありながら、崩壊してしまっている家族もいっぱいある」**

**「本当に仲のよい家族は姓が同じかどうかなんて関係ない。姓が同じでなければ一体感が保てないという家族は既に破綻している証拠だ」**

という言葉もよく聞かれる。

更には、

*「別姓の方が、愛情や信頼で家族の絆を保たなければならない分、真剣に家族のことを考えるので、却って一体感は強くなる」*

という屁理屈まで登場する。

これらは、シートベルトと事故死の関係で考えるとわかりやすい。

シートベルトは、身の安全のために締めるものだが、シートベルトさえ締めれば絶対死なないと思っている人はいないだろう。シートベルトさえ締めていれば、安全運転に心がける必要はないと考える人もいないだろう。シートベルトを着用していても死亡した例はいくらでもあるし、着用していなくても助かった例はいくらでもある。だからといって、シートベルトが無意味だということにはならない。シートベルトを着用した方が助かる可能性が高いことが実証されている以上、「シートベルトを着用すべきだ」という結論に至るのは当然ではないか。

夫婦別姓の問題も同様である。「家族が同姓でありさえすれば、家族が仲良くなる」などと考える人はいないだろう。愛情や信頼が大事であるということは誰もが知っている。だからといって、家族の姓がバラバラでも構わないということにはならない。

特に、「別姓の方が、却って一体感が強くなる」という屁理屈は、「シートベルトをしない方が、安全運転に気をつけるので、却って事故が少なくなる」と言っているのと同じで、まともに検討するに値しない詭弁である。

別姓推進派が実際にどんなことを述べているか、実例を挙げておこう。

*現在の日本は、夫婦・親子同姓で一体であるにもかかわらず、毎年二〇万件も離婚がある。家庭の中で子どもの虐待や妻への暴力がある。むしろ女性が夫の姓を夫婦の姓にし、夫が戸籍筆頭者、世帯主として男の面子を保とうとすることから、家族の中がぎくしゃくしてきたのではないか。(二宮周平『家族をめぐる法の常識』一九九六年 講談社新書)*

これで、夫婦同姓には大した意味はないことを言っているつもりなのである。これが

大学教授の言葉だとは信じがたい。

まず、離婚の多い少ないを判断する基準を示すべきだ。また、夫婦別姓を認めれば、この数字は減ることはあっても、増えることはあり得ないことも示すべきだ。でなければ、「毎年二〇万件も離婚があるから、夫婦同姓と一体感とは無関係である」とは全く言えないことになる。もしかしたら、「夫婦同姓であるがために、離婚がこの程度で済んでいる」のかもしれないからだ。

夫婦別姓を認めている欧米先進国の離婚率が日本よりも遥かに低いとでもいうのなら、まだ納得できる。だが、実際は、日本の離婚率の方が遥かに低い。この現実を見たとき、夫婦別姓を認めることは離婚を増やすことはあっても減らすことにはならないと考えるのが普通だ。

この文章の後半は更に奇妙だ。現在の日本の家庭では、虐待や暴力が頻繁に見られ、家庭内不和が当たり前になっているかのようにではないか。しかもそれが、夫婦同姓と男の面子のせいだと言うのだから、驚きだ。

本当にこの人は、日本の現実社会に生活しているのだろうか。

それに、日常生活で戸籍筆頭者・世帯主ということを特別に意識し、そのことで「男の面子」を保っているような男性など見たことがない。また、男性が「男の面子」にこだわったとして、どうしてそれが家庭内不和に繋がるのかもよくわからない。「男は加害者、女は被害者」という図式で、あらゆることを解釈しようとするために、こういうことになってしまうのだろう。

この学者は、どんな理屈でもいいから、とにかく、今の夫婦同姓(家族同姓)にケチをつけたいだけなのである。

この人の意見は、別姓推進派の代表として、新聞などにも取り上げられることがある。一九九二年四月五日付の毎日新聞に、同氏のコメントが紹介されている。同姓でないと家族が一体にならないという発想はおかしい、と述べた後、次のような言葉を添えている。

*同姓を家族のきずなしとしなければならぬところに、現代の家族の危うさが感じられる。*

「同姓でなくても家族の一体感は保てる」と言いながら、一方では、「同姓にしなければ

ば一体感が保てないほど、現在の家族は危険な状態にある」と言う。支離滅裂だ。

「現在の家族は、わざわざ同姓で一体感を保つ必要がないほど、健全な状態にある。だから、別姓を認めても問題は起きない」

と言うのなら、まだ理解できる。だが、別姓推進派は、こうは言わない。家族について、プラスイメージを与えたくないのだ。

そう言えば、別姓推進派は、「別姓を取り入れると、家族がより健全な状態になる」とは言うことがない。とにかく、「個人の権利」「個人の自由」と、個人のことしか言っていないのだ。別姓を導入することで、家族がどうなるのかということは、わざと避けている。危険な状態にある現代の家族から、「姓」という枠を外したら、どういう結果をもたらすかは容易に想像がつく。別姓推進派も十分承知のはずだ。十分承知の上で、「愛情と信頼があれば家族の一体感は保てる」とすっとぼけているのではないか。

「同姓でなくては一体感を保てないほど日本の家族は脆い。姓の枠組みを奪って、家族をバラバラにしてやろう」という無気味な魂胆が透けて見える。反社会的な秘密結社のようなのだ。

このように、家族というものを、くさしたい人、けなしたい人、おとしめたい人が、別姓推進派をやっているのである。

夫婦の姓をどうするか、民法をどうするかということは、現実に暮らす一般の人々の問題だ。それを、一部の学者や弁護士だけに任せてしまうことがいかに危険であるかがよくわかる。

## 姓を家族の呼称と見るか個人の呼称と見るかの違い

さて、このように別姓推進派の主張を見てくると、その根幹に奇妙な発想があることに気がつく。それは、

「家族の姓が統一しているということに何のメリットもない」

という発想である。名義変更の手続きが面倒だから別姓にしたいと言えるのも、仕事に支障を来すかもしれないから別姓にしたいと言えるのも、家族の姓が統一していることにメリットを感じていない証拠だ。いや、メリットを感じていないのではなく、夫婦同姓または家族同姓にメリットがあることを認めたくないのではないか。

夫婦別姓を法律で認めさせたがるのは、そうすることで、夫婦同姓(家族同姓)のメリットをまた一つ削ぎ落とすことができるからだ。そして、法律の権威を借りて、夫婦別姓を正当化できるからである。

夫婦別姓論議の争点は突き詰めていくと、姓を家族のものと捉えるか、個人のものとして捉えるかという違いに行き着く。全ての意見の食い違いは、ここに始まっていると言っている。

改めて言うまでもなく、姓は家族を表す呼称だとほとんどの人は思っている。それを、民法を変えることで、個人のものだということにしてしまいたいと考えるのが、別姓推進派の狙いのようである。

*「我々は、別姓でなくては行けないと、姓に対する価値観を押しつけようとはしていない。ただ、姓をどうするかは、個人が自由に選択できるようにすべきとだけだ」*

と、別姓推進派は言う。ここに、大きな欺瞞が隠れている。

彼ら(彼女ら)は「姓は家族のもの」という発想を初めから否定しているのである。姓は個人のものだということの大前提にした上で、同姓にするか別姓にするかは個人の自由に任せると言っているのだ。つまり、夫婦それぞれが自分の姓を選んだ場合は夫婦別姓になり、たまたま二人の選んだ姓が同じだった場合は夫婦同姓になるという解釈だ。一見、自由を認めているように見えるが、そうではない。結局、姓は個人の呼称という考えを押しつけていることになる。

どうやら、別姓推進派は家族をまとまった一単位として見たくないらしい。家族全体を表す呼称はなくてもいい、または、ないほうが良いと考えているとしか見えない。

別姓推進派は、自分らの活動グループに、「夫婦別姓をすすめる　　の会」などという名称を付けて運動している。必ず、人間の集まりには名称があるものだ。名称を付けることによって、共同体の社会的立場がはっきりし、メンバーの共同体への帰属意識が醸成される。だが、家族についてだけは、呼称があってはならないと考えるようだ。現在、多くの人々は姓が家族を表す呼称だと考えているが、それを、根本的に否定しようというのが、別姓推進派の運動趣旨のような気がしてならない。



現在の選択的夫婦別姓論議の焦点は、まさにここにある。表面上は、「夫婦別姓を選べるようにするかどうか」というところが問題になっているように見えるが、実はそんなことは大して重要ではない。本質は、「姓を家族のものとするか、個人のものとするか」にあるのだ。

名前は、個人だけに必要なものではない。会社にも名前がある。同好会サークルにも名前がある。市民団体にも名前がある。名前を付けるから、社会的関係が築かれるのだ。なのに、どうして、家族にだけは名前がなくてもいいのか。

姓も名も個人の人格に直結したものだから、簡単に換えられない、と個人の名前には極端なこだわりを見せながら、どうして、家族の名前にはそんなに無関心なのだろうか。

別姓推進派の主張には、家族の呼称が必要であるとする内容はかけらも見られない。「個人を尊重するためには、家族の呼称は犠牲にせざるを得ない」という葛藤など更がない。家族の呼称がなくなってしまうことに対する、心配など全くない。

別姓推進派は、「夫婦別姓を実践するということは、家族の呼称を捨てるということだ」ということに、とっくに気づいているはずだ。だとすると、結論は一つしかない。彼ら(彼女ら)の本音は、「家族の呼称はなくてもいい」というのではなく、「家族の呼称などなくしてしまえ」ということである。

## 選択的夫婦別姓は、家族の呼称を廃止するという大変革

選択的夫婦別姓は、「ただ選べるようにするだけ」という甘い話ではない。姓を家族の呼称ではなく、個人の呼称にしてしまおうという話なのだ。多くの国民は、姓を家族の名前だと思っているが、それを否定して個人に帰属するものと法律で規定するところに、今回の民法改正の本質がある。

これは、日本の歴史始まって以来の大変革である。

だったら、国民の間で、姓のあり方について大議論が巻き起こってもいい。だが、推進派は、この本質を議論の俎上にあげることはず、選べるようにするだけ」ということで逃げ切ろうとしている。

「自分に関係ない話なら、別にいいかな」と軽気持で書類にハンコを押して

しまったら、それは、取り返しのつかない重大な契約書だったという、詐欺のようなものだ。

別姓反対派をひるませるテクニックとして、次のような物言いがある。

「別姓反対派は、なんでみんな同姓でなければいけないと自分の価値観を押し付けようとするの？ それこそ全体主義じゃない？」

頑迷固陋な古臭い発想の持ち主と思われたくない人ほど、この言葉には弱い。

「別姓にしたいという人の自由まで制限しようとするつもりはない」と理解のあるところを見せようとしてしまいがちだ。こうなったら、もう術中にはまっている。

なぜ、自分とは関係ない夫婦が別姓を選べるようにすることに反対するのか。これは、他人に自分の価値観を押し付けようとしているわけではない。選択的夫婦別姓が、姓を家族のものではなく個人のものにするという、すべての国民に影響する話だからである。そして、姓は個人のものという価値観を全国民に強制しようとする大変革だからである。そのことに反対しているのだ。

しかも、その価値観は、多くの国民が受け入れることのできない特異なものである。だから、反対しているのだ。

反対派は、事実婚で別姓を実践している夫婦がいることに反対しているわけではない。法改正に反対しているのである。

姓は個人のものという自分の価値観を押し付けようとしているのは、別姓推進派の方であり、それに抵抗しているのが反対派なのである。別姓反対派が自分の価値観を押し付けようとしているなんてとんでもない。実態は、全く逆の構図なのだ。

## 同姓のメリットを一切認めようとしない別姓推進派

家族の一体感の問題もそうだが、別姓推進派は、夫婦同姓のメリットを一切認めようとしないのである。当然、夫婦別姓のデメリットも一切認めようとしない。

これは不思議なことだ。

「家族の姓が統一されていた方が、一体感を保ちやすいというのは認めるが、改姓による仕事上のトラブルを避けるためには、家族の姓がバラバラになるのもやむを得ない」

という言い方ならばまだ理解できる。それぞれの長所短所を承知の上で敢えて別姓

を選択しているのだということが分かるし、このような人だったら、全く違う選択をした人の考えを尊重することができるだろうと考えられる。

ところが、

「同姓には悪いことばかりで、別姓には素晴らしいことばかりだ。だから、私は別姓がいい」

このようなことをいっている人物に素直に共感できるだろうか。このような人が、自分と違う選択をした人の考えを尊重できるだろうか。

別姓推進派はちゃんと言い逃れを用意している。

「私たちは、誰もがみんな別姓にすべきだとはっていない。同姓にしたいという人の考えを否定するつもりはない」

同姓のメリットを一切認めないでにおいて、「同姓にしたいという人の考えを否定するつもりはない」とは、よくも言ったりだ。

結局、夫婦別姓の価値しか認めていないのである。

## 同姓支持者より別姓支持者の方が上等だとする偏見

別姓推進派が、結局、夫婦同姓の方がいいという考えを否定しているということを述べたが、その発想を延長させると、「同姓支持者よりも別姓支持者の方が上等だ」というところまで行き着くことになる。

『夫婦別姓への招待』(有斐閣 一九九三年 高橋菊江ほか)という本にも、そのような内容の文章が見られる。

*従来の女性は、夫の姓を名乗ることによって経済的保障を得て、それと引き替えに、自分の人生を夫に吸収され、ひたすら夫や家に奉仕させられてきた。姓の変わる日を待ち望んでいる女性たちは、このようなことに気づかないか気づかない振りをしている。*

と、夫婦同姓にしたがる人を小馬鹿にした後、一転、夫婦別姓を実践する人を絶賛し始める。

*それに比べていま、別姓を實踐し、のぞむ人々の多くは、自分の人生は自分で責任をもちたい、その上でパートナーと二人三脚でない”二人四脚”で、自分たちの前途を切り開いてゆこうという独立自尊のうえに立つ愛情をきずこうとしている、というのはいい過ぎだろうか？*

同姓支持者は後れており、別姓支持者は進んでいる。同姓支持者は意識レベルが低く、別姓支持者は意識レベルが高い。別姓推進派は、このような偏見に囚われている。当然、別姓推進派は、別姓支持者だから、自分は進んでいてレベルが高いということに納得しているのである。

別姓推進派の論調が、時に独善的だったり、時に一方的だったりするのはこのためだろう。自分だけが、一番の高みにいると思っている人とは、対等の議論など初めから無理である。

また、夫婦別姓に関する意識調査の分析で、どのような人が別姓を支持しているかを解説している場合があるが、その解説は必ずこうなる。

*「年齢の若い人ほど、都会に住んでいる人ほど、学歴の高い人ほど、夫婦別姓を支持する傾向が読みとれる」*

確かに、調査結果を見るとそのような解釈ができる。だが、わざわざそんな分析をすること自体に、許し難い偏見が見て取れる。この分析を逆読みすると、「夫婦別姓に理解を示さない人は、考えが古く、田舎臭くて、教育レベルが低い」と言っているのと同じだからだ。

社会は若い人だけで構成されるわけではない。都会人や高学歴取得者だけで成り立つわけではない。一部の選ばれた人にしか理解できないと言っているようでは、別姓推進派の主張がとても一般世論の理解を得られるようになるとは思えない。

むしろ、根強い反発を受けるのは当たり前だ。

別姓推進派は、選択の幅を広げ、それぞれの夫婦の考えによって、いろんな姓のあり方を選べるようにしようと主張する一方で、どの選択肢を選んだかで、人間の優劣を付けようとしているのである。

## カナダのケベック州を羨ましがる別姓推進派

伝統的に夫婦別姓が主流になっている社会は、極東圏の中国と韓国だけだが、最近になって白人社会にも夫婦別姓社会が登場した。

カナダのケベック州である。

ケベック州では従来、妻は夫の姓を称する規定が民法にあったが、一九八〇年代に改正され、結婚によって各配偶者は姓を変更しないということになった。つまり、夫婦別姓の強制である。

これは非常に珍しい。欧米諸国に別姓にすることもできるとする国はいくらでもあるが、全員別姓でなければならないとするのはケベック州だけだ。

別姓推進派は、この特異な事例が非常にお気に入りなのである。特に白人社会であるということと、全員が夫婦別姓であるということが嬉しいのだろう。夫婦別姓に関して外国の事例を例示する場合は、必ずケベック州が筆頭に挙げられるほどの人気だ。

別姓推進派が日本の現状を批判するとき、「全員に夫婦同姓を強制するのは許せない」と言うが、夫婦別姓ならば強制することを許してしまうようだ。

別姓推進派たちのケベック州に対する羨望のまなざしを見ると、彼ら(彼女ら)の本音がどこにあるかがわかるだろう。

ずばり、「全員が夫婦別姓になること」が本音なのである。そのためには、法律で全員に強制してしまってもかまわないと考える。

しかし、日本でいきなり別姓を強制するのは抵抗が大きすぎるから、取りあえずは選択制ということにして、目くらましをしているという感じだ(現実には、この選択制でさえ抵抗が大きいのだが)。

ところで、ケベック州はどうして夫婦別姓の強制に踏み切ったのだろうか。男女平等のためというのが表向きの政府見解になっているようだ。別姓にすることで男女平等が実現できるという考えがあってもいい。

だが、その一つの考えを市民全員に押しつけるというのはどうか。本当に、ケベック州の住人はその目的に納得できているのだろうか。

先日、何となくパソコン通信の画面をのぞいていたら、このケベック州のことに関してコメントが出ていた。カナダに住んでいる日本人が久しぶりに帰国したときのコメントである。それによると、ケベック州の夫婦別姓は、「財政難の折り、事務経費削減のため、結婚や離婚による改姓が認められなくなった」という解釈だった。

政府見解がどうであれ、一般市民の認識は所詮この程度だというのが実態かもしれない。

## 子供の姓をどうするかという問題

夫婦別姓のことを考えたとき、子供の問題をどうするかというのは重大な課題になる。夫婦別姓に何となく魅力を感じる人でも、子供のことを考えて、慎重になるケースが多いようである。たしかに、親が自分たちの仕事の都合や主義主張のために別姓を選択するのは勝手だが、そのために姓がバラバラの家庭で暮らさざるを得ない子供はいい迷惑だ。

「子供がかわいそう」

こう感じるのも至って自然の感覚だろう。

だが、別姓推進派は、これが別姓のブレーキになってしまわないように必死で言い訳している。

**「父母が別姓である以上、家族の一体感を姓の統一ではかる必要はない」**

という。バラバラでいいと言うのである。

また、別姓推進派は、親子間の姓はもちろん、兄弟姉妹の間でも姓を統一する必要はないと主張している。

**「現在でも両親の離婚再婚により、子供の姓が統一されていない場合があるから」**

というのがその理由だそうだ。こんなことが理由になりうるのかと思ってしまうが、推進派は大真面目である。

**「家族の名前が統一していない家庭の子供はかわいそうだという認識は、実**

際に仕方なくバラバラの姓になってしまっている家族に対する偏見を助長し、差別に繋がる。その偏見を取り除くことこそ大事だ」

と、奇妙な理屈が展開する。

姓がバラバラでもかわいそうだと思っははいけないと言うのである。かわいそうだと思うから問題になる。かわいそうだと思わなければ問題は起きない。

これで子供の問題はクリアできたつもりでいるのだから困ったものだ。

「別姓夫婦が身近に多く存在するようになれば、奇異の目で見られることもなくなる」

この理屈は、民法を変えると別姓夫婦が多く誕生して、身近なものになるということが前提になっている。推進派の本音が別姓夫婦を増やすことにあるというのは、こういうところからも分かる。

更に、別姓推進派はとんでもないことを提案する。

「子供が十五歳になったときに、自分の意思で、姓を選択し直すことができる機会を与えるべきだ」

どうして、こんな必要があるかというと、

「出生時に親が選択した姓は、子供の意思によって決められたものではないので、子供が自分の意思で選択できるようになった段階で、もう一度両親のどちらの姓を受け継ぐかを決められるようにすべきだ」

ということになっている。もうここまでくると、普通感覚では理解できない。

子供の意思で決められたものではないものなどいくらでもある。姓はもちろん、ファーストネームだって親が勝手に決めたものだ。これも子供の意思で決め直させるのか。

その両親のもとに生まれたことだって、子供の意思ではない。その時代に生まれたことだって、その国に生まれたことだって子供の意思ではない。そもそも、この世に生まれてきたということ自体が、子供の意思ではないのだ。(日本語の「うまれる」という言葉が、「うむ」の受身形であるのも、真理を表している。英語その他の多くの言語でも同じ構造になっているが。)

子供の意思では決められないことなど山のようにある。それなのに、姓に関してだけは選び直す権利を与えるというのはどういう根拠なのだろうか。

どうも、別姓推進派は机上で観念的な思考に没頭しすぎたために、SFの世界に迷い込んでしまったように見える。

## 日本では夫婦同姓の歴史は浅いという嘘

別姓推進派は、多くの人が当たり前だと思っている夫婦同姓が、いかに根拠の薄いものであるかということを示すとき、その歴史が高々百年にすぎず、しかも、当時の明治政府が国民を管理しやすくするため、家制度とともに始めたものだということを主張する。これは、別姓反対派の「夫婦同姓は、日本のよき伝統であり、日本社会に十分定着している」という主張に対する反駁として登場する。*「夫婦同姓など、日本の長い歴史から見ればごく最近始まったものだし、もともと政府が国民を管理するために強制したものだ。だから、今の制度を大事に守る必要は何もない」ということを言いたいのである。*

歴史的経緯から、夫婦の姓の問題を考えるという姿勢は素晴らしいのだが、その解釈が表面的すぎるために、結果としてとんでもない間違いを重ねてしまっている。

まずは、別姓推進派の表面的な解釈を見てみよう。

*日本において、江戸時代までは夫婦別姓が当たり前だった。例えば、源頼朝の妻は北条政子だったし、足利義政の妻は日野富子だった。一般庶民については姓そのものがなかった。*

*一般庶民が姓を持つようになったのは、明治になってからだ。当初は夫婦の姓をどうするかについての規定はなかったが、政府は従来慣習に従って妻は実家の姓を名乗るよう通達を出している。つまり、明治になっても初めのうちは夫婦別姓だった。*

*夫婦同姓が強制されるようになったのは、明治民法が制定され、厳格な家制度が作られてからだ。国家は国民を家単位で管理することで、徴税や徴兵がやりやすくなった。*

*終戦後、明治民法の廃止とともに家制度も消滅したが、夫婦同姓の強制は新*



民法でも変更されことはなく、人々の意識に従来の家制度の考え方を温存させてしまった。そして、現在でもそれは変わらず、世界の趨勢から取り残される結果となった

以上が別姓推進派から見た歴史の解釈だ。これだけを読まされると夫婦同姓にこだわることは、大して意味のないことであるように見えてしまう。歴史と伝統を重視するならば、むしろ夫婦別姓の方をとるべきだとさえ思ってしまうではないか。

## 明治以前にも姓に代わるものがあった

しかし、ことはそう単純でない。

江戸時代までは、日本の公家社会や武家社会では夫婦別姓が当たり前だった。だが、これは中国(シナ)のやり方の物まねなのだ。つまり、個人や家族よりも、血筋の方を重視する発想を基盤にしているのである。

北条政子の場合も然り。これは典型的な政略結婚だ。北条一族が代々鎌倉幕府の執権として実質支配をするために、結婚後も北条の姓を名乗り続けてもらわなくては困るのである。何も、北条政子が源政子にならなかつたから、旧姓で通したなどという能天気な話ではない。

次に、一般庶民が公式に姓を名乗るようになったのは、明治以降だが、その辺の事情を少し詳しく見てみよう。

明治三年、政府は一般庶民に姓を許可した。「許可した」というのは、それまで庶民は公式に姓を名乗ることが禁じられていたからだ。それを解禁したわけである。

さて、姓が解禁されて、庶民はどうしただろうか。待ってましたとばかりに姓を名乗りだしただろうか。答えは「ノー」だ。姓は一般に広がらなかつたようだ。五年後の明治八年になって、政府は国民全員に姓を義務づける。こうして初めて、みんなが姓を名乗るようになったのだ。

ここは重要なポイントの一つ目である。明治政府は、姓を許せば庶民は喜んで自分

から姓を名乗るようになるだろうと考えたわけだが、読みが甘かった。国民の多くは、今さら姓を新しく決めるなどということを別に望んでいなかったのである。

その理由を、こう考える。

江戸時代まで、一般庶民に姓はなかった、ということになっているが、それは公式に名乗ることを禁じられていただけで、実際には姓に代わるものがあったのではないだろうか。

今でも、昔ながらの家が多くある地方に行くと、同じ姓の家が同じ地域に集中しているケースがよく見られる。時には一区画が全部同姓という場合もある。そのようなところでは、姓で呼んだり呼ばれたりすると、どこの誰だか区別ができなくなってしまう。ならばどうするかというと、別の呼び名がちゃんとあるのだ。その呼び名とは、商売の屋号とか、特徴的な住環境とか、主のニックネームとかである。例えば、「 屋の誰々さん」といった具合だ。

これは、家族をひとまとまりにした呼び名である。もう少し正確に言えば、同じ家に住んでいる人をひとまとまりにした呼び名だ。だから、血のつながりのない居候、更にはそのペットまでもが家族になってしまう。また、子供が独立して、新居を構えたときは、血がつながっていても別の呼び名が与えられることになる。

現在のこの風習を考えたとき、もしかしたら、姓を公式に持たなかった明治以前の日本社会でも同じだったのではないかということに思い至る。逆に言えば、このように、既に家族を区別する呼び名があったために、改めて姓を作る必要がなかったのではないだろうか。

また、姓を持つことを義務づけられたときに、血の繋がった家族だけではなく、居候や住み込みの使用人までも同じ姓を名乗ったといわれる。このことは、家族の概念が「同じ家に住む同居人」ということであった証拠だ。

以上、最初のポイントは、明治以前にも一般庶民には姓に代わる家族の呼び名があり、その家族の概念は血のつながりよりも同居人というイメージの方が強かったということである。

## もともと夫婦同姓は日本の慣習だった

第二のポイントは、明治八年に、国民全員に姓を持つことが義務づけられた後、政府から「妻は結婚後も生家の姓を称すべし」という通達が何度も出されていることだ。別姓推進派は、この事実をもって、明治民法が制定されるまでは、日本でも夫婦別姓だったと解釈しているが、これは、むしろ逆で、夫婦別姓が一般庶民に定着していなかったことの証拠なのである。政府が、このような声明を何度も出さなければならなかったということは、夫婦同姓にしてしまう国民が後を絶たなかったということなのだ。

明治八年、姓が義務づけられたとき、結婚後の夫婦の姓をどうするかということまで規定がなかった。政府は、夫婦同姓と夫婦別姓が混在して社会が混乱するなどということまで、思いが至らなかった。従来 of 武家社会の慣習に従って、当然夫婦別姓になるだろうと考えていたのかもしれない。

ところが、一般庶民は全く別のことを考えていた。同じ家に同居するものを家族と見なす意識を持っていた。全員に姓が義務づけられたとき、居候や使用人にまでも同じ姓をつけた日本人だ。結婚して夫の家族と暮らすようになった妻が、その家族と同じ姓を名乗るようになるというのは、ごく自然のことではなかったか。

格式ある家柄では、旧来の武家のしきたりを守って、夫婦別姓を実践していただろう。その一方で、一般庶民は自分たちの感覚で家族同姓(夫婦同姓)にしていた。同姓と別姓が混在することになり、役所が混乱するのは目に見えている。そこで、地方の自治体から、何度も中央政府に対して、夫婦の姓に関して問い合わせが出される。そのたびに政府側は、「女性は結婚後も生家の姓を名乗れ」という通達を出す。だが、これがますます地方を困らせることになるのである。

いくつか事例を見てみよう。まずは、明治二十二年に宮城県から出された「宮城県伺」が注目に値する。内容を分かりやすく解釈すると、こうだ。

*「かつて、石川県伺に対して、女性は結婚後も生家の姓を用いるべきという指令があったが、嫁ぎ先の姓を称するというのは地方一般の慣行であって、財産など公私の取り扱い上においても大いに便益がある。したがって、必ずしも生家の姓を称する必要はなく、嫁ぎ先の姓を称してもいいのではないか」*

これを見ると、夫婦同姓というのは当時既に「地方一般の慣行」として、人々の間に

定着していたのだということがわかる。

それでは、実際、明治民法以前に夫婦別姓を実行している国民がどれだけいたのだろうか。これは、明治二十三年に出された「東京府伺」に見ることができる。

*「女性は結婚後も夫の姓を称さずその生家の姓を称するという点については、石川県伺に対し指令が出されているが、およそ民間普通の慣例によれば女性は夫の姓を称しており、生家の姓を用いる者は極めて僅かである。ところが、先の指令があるために、公文書に限って無理に生家の姓を称させなければならず、慣習に反し、しばしば苦情も聞かれ、実際の取り扱いにおいても錯誤を生じやすいので……」*

宮城県伺では夫婦同姓は地方一般の慣行ということであったが、東京府伺を見ると、東京でも、夫婦同姓は「普通の慣例」であったようだ。しかも、はっきりと夫婦別姓はごく僅かしかいないと言い切っている。更には、無理に別姓を押しつけようとすると、様々な支障が生じると訴えているのだ。

以上、第二のポイントは、夫婦同姓は、明治民法が制定される以前から、国民の間で一般の慣行として定着していたということである。何も、明治民法によって、いきなり国民になじみのない制度が押しつけられたわけではない。むしろ、国民になじみのないのは夫婦別姓の方であった。明治政府が国民を管理しやすいように夫婦同姓を強制したというのは大嘘である。

江戸時代までは、武家社会など一部の階層では夫婦別姓が主流だったが、それは中国(シナ)の血統主義に倣っただけで、一般庶民のレベルでは夫婦同姓が当たり前だったのである。ということは、日本の歴史上、夫婦別姓が国民の主流であったことは一度もなかったということになる。

一九九六年五月三十一日付の朝日新聞の報道によると、「夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会」なる団体が、アピールを作り、国会議員に呼びかけたそうだ。内容は、こうだ。

*「夫婦別姓に反対の理由として、夫婦同姓が日本の伝統だからとの意見があるが、学問的に正しくない。足利義政の妻の日野富子は別姓だったし、木下藤吉郎も羽柴秀吉と名を変えた。姓にとらわれない多様な家族が日本の伝統」*

これが、人類学者たちによる正しい学問的見解なのだそうだ。「姓にとらわれない多様な家族が日本の伝統」とは初耳だ。今の夫婦同姓は本当の日本の伝統ではないので、本来のよき伝統である夫婦別姓を取り戻そうということだろうか。その根拠として持ち出しているのが、日野富子と秀吉の例なのだから、大笑いである。

日野富子の夫婦別姓については、今さら解説する必要はないだろう。

秀吉が、木下、羽柴、豊臣と姓を変えたのは、姓が人格と直結したものではなく、その時々々の立場や環境に合わせて変えうるものだと考えていた証拠である。この考え方は、姓は個人の人格を表すものなので、生まれたときの姓を変えたくないという別姓支持者の主張とは正反対のものだ。

別姓推進派の主張はどうしてこうもお粗末なのであろうか。こんな事ではますます国民の理解から遠ざかるばかりだ。

## 民法に家族同姓が登場するいきさつ

最後に、第三のポイントは、明治民法で、夫婦同姓が盛り込まれることになるいきさつだ。

明治三十一年に民法が制定され、姓に関する規定が盛り込まれた。だが、いわゆる「夫婦同姓」はどこにも書かれていない。「戸主及び家族はその家の氏を称す」となっている。つまり、明治民法で定められているのは、正確には「夫婦同姓」ではなく「家族同姓」なのである。結果として夫婦同姓と同じ意味を持つと解釈されるわけだ。

では、それまで夫婦別姓を国民に勧めていた政府が、なぜここで突然夫婦同姓を強制することになったのか。別姓推進派は、「政府が国民を家単位で管理しやすくするため」と、明治政府に対して悪意のある解釈をしているが、そんなに単純ではない。

当時の日本の置かれた状況を考えていただきたい。不平等条約を改正するため、日本が近代化した国家であることを示そうと、生活様式から法体系に至るまで西洋化に必死になっているところだった。そのころは、西洋列強の植民地政策は当たり前のように行われている時代で、アジア諸国も次々に列強の手で荒らされているところだった。

日本が、独立を保つためには、無理をしても西洋列強と対等の関係を築くしかなかったのである。

明治民法が制定された背景にはこのような事情があったのだ。

実際には明治民法はフランスの民法を手本にしたといわれる。フランスに限らず、当時のヨーロッパ諸国は、夫婦同姓が当たり前だった。夫婦の一体感を重視するキリスト教文化の特徴だろうか。夫婦同姓といっても、実態は、「妻が夫の姓を名乗る」という選択肢しかなかった。男性が姓を変えるなどということは、初めから想定されていなかったのである。これが、当時、最先端と思われた考え方であった。

日本はそれに倣った。

日本国内では先に見たように、実態は夫婦同姓が主流であり、別姓を勧める政府見解との食い違いに苦情の声があがっていた。だから、ヨーロッパに倣ったというよりも、ヨーロッパにも同じ法律や慣習があることを確認して、安心して民法の規定に加えることができたというのが真相かもしれない。

明治民法の草案の段階では、「妻は夫の姓を用ゆべし」となっていた。当時のヨーロッパの社会情勢をそのまま引き写しにしている。ところが、それが「戸主及び家族はその家の氏を称す」に変更されるのである。やはり、そのまま条文を移し替えただけでは国情にあわないからだ。ヨーロッパでは、男性が姓を変えるという事はあり得ないことだったが、日本では、男性が女性の家に婿入りするというケースが普通にあった。それに、キリスト教文化圏では夫婦という単位を重視するが、日本では家族という単位を重視する。この特徴の違いではないだろうか。

政府が徴兵に当たって、家単位の方が管理しやすいから、厳格な家制度を作り、国民に家意識を押しつけたとする者があるが、順序が違う。どうして家単位の方が管理しやすいかといえば、既に家族単位の捉え方をしている習慣ができていたからなのである。政府がその習慣を利用したにすぎない。もしも、当時の日本社会に、徹底した個人主義が定着していたら、もっと別の方法を探っただろう。

ところで、明治三十一年に明治民法が制定され、家族同姓が規定されたわけだが、当時の国民はどう受け止めたのだろうか。違和感を覚えたのだろうか、激しく抵抗したのだろうか。実際は、一般の慣習を法律で確認した程度のものだから、無理なくすんなり受け入れることができたに違いない。その意味で、当時の明治民法は、時代の最先端の考

えを取り入れていると同時に、国民の感覚にも合致していたのだと言える。

## 別姓推進派に見られる国家に対する敵意

ここで、別姓推進派の国家観歴史観について言及しておこう。

*「夫婦同姓は、明治国家が国民を管理しやすくするために、家制度とともに押しつけたものだ」*

別姓推進派は、国家は常に国民を押さえ込もうとするものであり、国民は国家と敵対関係にある、と考えているようだ。だが、これはマルクス主義の伝統的国家観である。この国家観は一時は隆盛を見た時期もあったようだが、本家の旧ソ連の崩壊をもって死滅したはずではなかったか。にもかかわらず、別姓推進派の中には相変わらず奇妙な国家観に縛られ、国家に敵意を抱くものがある。

『未婚化の社会学』（大橋照枝著 一九九三年 日本放送出版協会）という本の中にも、この奇妙な国家観が登場する。

*現代のような消費スタイルでは、個性化・多様化が進んでパーソナル化していても法制度のもとでは、戸籍筆頭者としての夫がいて、九八パーセントものカップルが夫の姓のもとに統合され、結婚というシステムで、最も容易に国家が人民を管理している。結婚制度による国家の人民支配は、戸籍という制度によって具体化されているとあってよい。*

ひどい悪文だ。文章が錯綜している上に、理解不能の内容である。

「国家の人民支配」とは、一体いつのどこの国の話なのだろうか。とても、現代日本を論じているとは思えない。国家に対する敵意がむき出しだ。それに「結婚というシステム」「戸籍という制度」に対する嫌悪感があらわである。この種の人間の手にかかると、結婚という習慣も国家が人民を支配するためのシステムになってしまうのだ。

このような発想に囚われた者が、「女性が改姓を強制されている」と思い始めたらもう止められない。それは、国家の策略であり、男性社会の陰謀だということになる。ここで、

架空の世界に突入してしまう。こうなると、冷静に物事を判断することは無理だ。論理的に議論をすることも不可能である。こうして、ますます一般の人々の感覚からかけ離れていくことになる。

明治四年に戸籍ができ、八年に庶民にも姓が義務づけられたのは、第一に徴税と徴兵のためであったというのはその通りだ。しかし、これがいけないことだったのだろうか。

江戸時代の武士階級の特権や封建的領有が否定され、階級支配のない四民平等が原則となった。それまで、武士階級に集中していた軍務を国民全員が均一に負担し、下級階層に集中していた納税を国民全員が均一に負担することは、法の前での平等を保障するためにも不可欠であった。そのためには、遺漏のないよう完璧な戸籍を作る必要があったし、個人との照合をしやすくするためにも全員に姓を名乗らせる必要があったのである。

このことは、国民にとっても、決して悪いことではなかったはずだ。現代の人が、当時の国民であったとしても、こうなることを望んだだろう。なぜなら、自分が納税や兵役を負担するのは国民の義務として認めるが、同じ国民でありながらその義務を履行しないような者がいることは許せないからだ。まじめに義務を果たそうとする人ほど、ほかの国民にも漏れのないように義務を課してほしいと考えるだろう。このことに反対するのは、自分だけは義務を逃れて楽をしようとする不届き者だけである。

国家の悪意を強調し、その悪い国家が国民に押しつけたものだから、夫婦同姓はよくないという発想はいい加減にやめてもらいたいものだ。



### 第三部 別姓推進派は一体何を狙っているのか

#### 別姓推進派は別姓が主流になることを狙っている

別姓推進派は十年も前からこの問題に取り組んでいるという。ということは、単なる気まぐれや、その場の思いつきで言い出したことではないに違いない。ならば、もっと決定的な理由があるのではないか。もっとはっきりした狙いがあるのではないか。そんな思いに駆られてしまう。

それでは、いったいこの夫婦別姓は何のために登場したのか。別姓推進派の本音はどこにあるのか。そこに的を絞って検証してみよう。

九四年九月に朝日新聞の実施した全国世論調査によると、独身女性の夫婦別姓に対する意識として、次のような結果が出ている。

結婚しても自分の苗字で 四％  
結婚相手の苗字に変えたい 四一％  
姓にはこだわらない 五一％

調査結果の解説では、自分の姓にこだわる人が僅か四％だったことについて、「予想以上に少なかった」と評し、お茶の水女子大の助教授・坂本佳鶴恵氏のコメントを載せている。

*だからといって、別姓を名乗るのはごく少数と決めつけるのは早計。別姓夫婦が身近に存在するようになり、周囲の抵抗も小さくなれば、今回、『姓にはこだわらない』と答えた約五割の人たちが、一気に別姓に流れる可能性をはらんでいる。(朝日新聞一九九四年九月二七日 朝刊)*

別姓を希望するものはごく少数であるが、その少数の人たちの要望を尊重するための民法改正だと思われる。ところが、推進派の目的はそこにはない。別姓を希望する人がごく僅かしかいないのは好ましくなく、もっともっと増えてほしいと望んでいるのである。

「別姓夫婦が身近に存在するようになり、周囲の抵抗も小さくなる」という条件さえ調べれば、別姓希望者は一気に増えると期待しているのだ。そして、この条件を調えるために民法を改正するということらしいのである。

夫婦別姓の法制化を進める代表的弁護士の福島瑞穂氏は、小冊子『夫婦別姓はいかが』(一九八九年 ピースネット企画)の中で、こう述べている。

*夫婦別姓が法律で決まっても、初めはそんなにパーセンテージがのびないかもしれませんが。でも、別姓にしても困らない、みんなも楽しくやっている、となればパーセンテージはすごく伸びるんじゃないかと思います。別姓しているカップルが四割ぐらいいたら大きいと思います。*

つまり、推進派は、夫婦別姓を希望する人はごく少数だということも、一般の人が別姓に関心がないということもよく承知しているのだ。だから、民法を改正することで、人々の意識を変え、別姓希望者を増やそうとしているのではないか。

## 法律を変えることで国民の意識を変えてやろうとする企み

もともと、民法改正案としてはA・B・Cの三案が出されていた。

- A案 同姓を原則、別姓は例外として認める。子の姓は兄弟で統一。*
- B案 別姓を原則、同姓は例外として認める。子の姓は兄弟で不統一も可。*
- C案 戸籍上は同姓だが、呼称として旧姓の使用を認める。*

当初、推進派が支持したのは、B案である。

A案とB案は両方とも、夫婦別姓選択制であり、本質的な違いは、複数の子供ができたとき、姓を兄弟で統一するか、子供が生まれるたびに姓を決定するか、にある。だが、前半部分の違いに注目したい。同姓を原則とするか、別姓を原則とするかでは話が違って来るからである。

そもそもB案が選択肢に登場すること自体が不思議に思える。別姓も法律で認めると

ということなら、現在の条文にただし書きとして「同姓を義務づけることはせず、これをしてしないこともできる」と書き加えるだけで十分のはずではないか。それを、B案のように、日本では馴染みのない夫婦別姓をいきなり原則に持ってきて、多くの人になじんでいる夫婦同姓をただし書きに追いやるとはどういうことだろうか。

普通感覚では、こんな突拍子もないことを主張する人がいるのだろうかと思ってしまうが、実際にいるのだ。一九九二年に、大阪弁護士会という団体が「原則的夫婦別氏制」の導入を求める意見書を発表している(夫婦別氏は夫婦別姓と同義)。

別姓原則の内容としては、「*そのまま婚姻届を出した場合は夫婦別姓とし、特に要求があった場合に限り夫婦同姓とする*」という案が出ている。うっかりしていると無自覚のうちに別姓になってしまうよう誘導するシステムだ。

また、「*同姓にするか別姓にするか意見が整わない場合は、結婚を不成立にしてしまうのではなく、自動的に別姓結婚ということにして、結婚を認めるべきだ*」という意見も出ている。姓について意見が整わないために結婚したい二人が結婚できないのは可哀相だから、というのがその理由になっているが、何ともおかしい理屈だ。姓について二人が合意に至らない場合は、同姓にしたいという側の意思を無視せよといっているのと同じである。そもそも、合意に至っていない二人がそのまま婚姻届を出しに行くなんて間抜けなことをするわけがない。

ここに、別姓推進派の嫌らしい思わくを見る思いがする。つまり、とにかく何でもいから別姓夫婦を大いに増やしてやろうという思わくである。

これを確信させるような文章に出くわした。大阪経済法科大学講師・深江誠子氏の文章だ。

*私は、ぜひともB案になってほしいと願った。それは、日本人が、そうやすやすと、昔からの慣習を破って、夫婦別姓にはしないだろう、と思っていたからである。夫婦別姓が基本とされて初めて状況は少しずつ代わり始めるだけだからだ。(月刊総合誌『公評』九六年五月号『日本人の結婚観は変わるか』)*

別姓推進派は、国民の意識が変化してきており、現行の民法は時勢に後れているので、それに合うように法改正しようとしているのではない。後れているのは国民の意識の方であり、民法を変えることで、人々の意識をある方向へ誘導しようとしているのである。

結局は、法律による権威づけで、夫婦別姓を正当化しようという企みなのだ。

このような言説は、至る所に散見される。『夫婦別姓への招待』（一九九三年 有斐閣）という書物の中では、次のような文章が見られる。

*夫婦別氏を原則とし、同氏にしたい者はその旨の届け出をして、相手方の氏に変更することができる制度にすべきだと思う。氏名権という原則に立てば、それが最も筋が通る。また、別氏が基本なのだということで、国民の意識を変えることも期待できるのではないだろうか。*

いったい、国民の意識の変わるべき方向を誰が決めたというのだ。夫婦別姓を広めることが国民のためであるといつの間に決められたというのだ。どうやら、推進派は、進歩的で時流の先端にいる自分たちが、暗愚で進むべき方向も分からない一般大衆を導かなければならないと考えているようである。余りにも国民を小馬鹿にしていないか。非常に危険で傲慢な考え方である。

## 夫婦別姓の裏に驚くべき本音

さて、別姓推進派の目的が、単に個人の選択の自由を広げようということではなく、夫婦別姓を国民に浸透させようということにあるとして、では、なぜ別姓を浸透させようとするのであろうか。先に挙げた大阪経済法科大学講師は夫婦別姓を進めてもらいたい理由として、次の二点を示している。彼女は婚姻届を出さない事実婚を実践しているらしい。

*一、夫婦別姓家族が増えれば、私たちのような家族もそれほど、まわりから違和感をもたれなくて済む。*

*二、夫婦別姓が日常的なものになれば、一体、何のために、「結婚届」が必要なのかが、問われるようになる。*

普通は、「男女が対等の関係を結ぶために」とか、「個人のアイデンティティーを尊重するために」などと建前を述べるものだが、ここに出された理由が、たぶん本音なのだろう。

一つ目の理由は、自分と同じような仲間がもっと増えてもらいたいというものだ。事実婚のカップルが目立たないようにするために、夫婦別姓を進めるということである。とても一般の人々の利益にかなう理由だとは思えない。

二つ目の理由も奇妙である。結婚届の必要性がなくなってほしいということなのだ。夫婦別姓が当たり前になると、結婚しても姓は別々のままだから、外見上、事実婚と法律婚の区別がつかなくなる。そうなれば、結婚届などただの形式だけのものとなり、役所に届けるかどうかは大した意味がなくなってしまう。たぶんこうなることを期待しているのだろう。別の言い方をすると、結婚そのものの意義を軽くしようとするものである。

これだ。別姓推進派の狙いはここにあるのではないだろうか。

衛星放送の討論番組で、夫婦別姓が取り上げられたことがあったが、その中で、夫婦別姓賛成派の大学教授が、論敵に矛盾を指摘された苦し紛れに、開き直って、次のような内容のことを口走った。

*そう、よくぞ言ってくれた。本当は私は結婚制度反対なの。結婚は女性を抑圧する制度だから。でも、いきなり結婚制度反対なんて言っても受け入れてもらえないでしょ。だから、その前段階として夫婦別姓を主張しているのよ。*

この大学教授にとって、同姓か別姓か選択できるようにするなどということは目的ではない。本当の狙いは、もっと先にある。結婚制度廃止だ。だが、この本音をいきなりさらけ出すと、拒絶されるから、取りあえずは「夫婦別姓選択制」という看板を掲げて、抵抗なく結婚制度廃止への環境整備をしまおうという腹なのである。

語るに落ちるとはこのことだろう。別姓推進派としては、もらしてはならぬことを言ってしまった感じだ。

## 結婚を形骸化させるための夫婦別姓

では、なぜ夫婦別姓が広まると結婚制度廃止につながるのか。

結婚して姓が変わるとすると、姓が変わったというだけでその人が結婚したということが分かってしまう。その意味で、夫婦同姓は女性にとって昔のお齒黒のようなものだという人もある。例えば、同窓会名簿などで旧姓が併記してある場合は既婚者であることを表示しているようなものだ。ところが、みんなが夫婦別姓になったら、氏名を見ただけでは既婚か未婚かは判断できなくなる。これだけでも人々が結婚ということを意識する機会が少なくなるわけだ。

女性の中には、結婚して姓が変わることに喜びを見いだす人もいる。名簿の旧姓欄に書き込みができることを誇らしく思う人もいる。しかし、別姓推進派は他の女性がこのようなことで喜んでいる姿を見るのも目障りなのだろう。だから、姓が変わったかどうかで、未婚か既婚かが分からないようにする必要があるのである。

この同窓会名簿には不愉快な思いを抱いている人が実際にいるようだ。同窓会名簿に旧姓欄があることをとらえて、こう言っている文章を見つけた。

*アメリカなどでは、ミスとミセスの差別をうけたくないといって、ミズを名乗る女性たちが増えているというが、日本ではまだまだ女を「売り出し中」と「売約済」に分けて表示しておかないと収まらない風潮が社会に蔓延しているようだ。（『夫婦別姓への招待』）*

この人は、本当に日本社会に生活しているのだろうか。この日本に、女性を既婚と未婚に分けて表示しておかないと収まらないような風潮がどこにあるというのだ。同窓会名簿に旧姓欄があるのは、名簿の性格上、旧姓の表示が必要だからである。既婚かどうかを示すためではない。

これが、日本が特に後れている証拠であるかのように言っているが、とんでもない思い違いだ。明治維新以降、日本人は西洋文化を続々と輸入したが、ミスとミセスのように女性を呼ぶたびに既婚かどうかを意識させるような習慣だけは、ついに受け入れることがなかった。

また、欧米では、混合姓といって夫と妻の姓を両方つなげて名乗るという方法もよく使われるが、これなどは、自分の氏名の中に旧姓欄を設けているようなものではないか。同窓会名簿など比ではない。

それに、夫婦同姓はお齒黒と同じだというのが、姓が変わったことを知っている人に限り、結婚したことが分かるだけなのである。旧姓だけまたは新姓だけしか知らない場合

は、結婚したのかどうかは分からない。お齒黒とは全然違う。それに比べて、欧米で行われている混合姓の場合は、姓を見ただけで既婚者だということが分かってしまう。こちらの方こそお齒黒だ。

このように、日本には女性を既婚と未婚にことさら分けて表示するような風潮などどこにもない。明らかに妄想である。

では、「結婚したことが世間に分からないようにしたい」というその心理は何なのだろうか。結婚は、社会的な行為である。何も後ろめたいことをしているわけでもない。特別に世間に隠さなければならないような恥ずかしいことでもない。どうしても二人の関係を世間に知られたくないと言う人は、初めから結婚などしないはずだ。世間に知られたくないにも関わらず、「結婚します」と役所にわざわざ婚姻届を出しに行ってしまう神経が理解できない。

結婚したことが分かるということは、結婚してないことが分かるということだ。だから、結婚してないことを世間に知られたくない人もいるのだ。そのためには、自分だけではなく、他の人もみんな夫婦別姓にする必要がある。そうすれば、結婚で姓が変わる人はいなくなり、姓が同じままでも変な目で見られることもなくなるというわけだ。

夫婦別姓は、夫婦の問題であり、結婚しない人には無関係のはずなのに、別姓推進派の中に、一生結婚するつもりはないという非婚主義の人が入り込んでいたりする。むしろ、その人の方が熱心に活動しているように見える。それは、夫婦別姓が広がることで、結婚してないことが目立たなくなることを期待しているのだろう。彼ら(彼女ら)は、結婚で姓が変わるといふ風習が気に入らないのである。

また、夫婦が同姓であること自体も気に入らない別姓推進派もいる。福島瑞穂氏はこう言っている。

*(別姓の夫婦が多くなれば) 外からみると、事実婚なのか、法律婚なのか、分からないと思います。私は、事実婚なのか、法律婚なのか、まったく分からなくした方がいいと思うんです。(『夫婦別姓はいかが』)*

つまり、姓を見ただけでは、夫婦なのか、ただの同居人か、が分からなくなることを望んでいるのだ。「改姓手続きが面倒」「働く女性にとって不便」「姓は人格の一部」などと、夫婦同姓で引き起こされる不都合をいろいろあげつらっているが、実は、夫婦が同じ姓であるということそのものが面白くないのである。

先に、男女平等という見地からは新姓や混合姓という案も検討されてしかるべきだと述べたが、推進派は夫婦が同じ姓ということ自体が許せないのだから、同姓を前提とした改正案など初めから検討外だったのだ。

## 少しでも別姓が増えるような露骨な条件整備

別姓推進派は夫婦別姓が選択可能になっただけでは満足しない。その他にも、家族の姓がバラバラになりやすいような条件を求め続ける。

*「別姓夫婦の子供の姓は婚姻届の時に決定するのではなく、出生のたびに、その都度、夫婦のどちらの姓にするかを決める」ということを主張している。その理由は、「結婚しても子供を産まなかったり産めなかったりする人がいるから」だそうである。本音は、夫婦間で姓が違うのだから、いっそのこと、親子間や兄弟間でも姓がバラバラになった方がいいと考えているのだろう。*

また、*「現在同姓を名乗っている夫婦が別姓に変更できる経過措置期間は、一年ではなく五年にすべきだ」という主張もある。期間を長くすれば、別姓にする夫婦も増えるだろうという読みである。五年という十分な猶予期間のうちに、「みんなで別姓になろう！」といったキャンペーンでも派手に展開すれば、別姓夫婦を一気に増やせるという狙いかもしれない。*

同姓夫婦が別姓になる道は最大限に広げようとするが、一度別姓を選択した夫婦が同姓にする道は開こうともしない。入るのは簡単だが、二度と出られないというブラックホールのような制度だ。

そして、最も奇怪な条件は *「同姓夫婦が別姓夫婦になる場合、夫婦の合意は必要なく、結婚改姓をした側の単独の意思だけで実行できるようにすべきだ」というものである。その理由は「姓名は個人のものだから、姓をどうするかは個人の意思だけで決められなければならない」*のだそうだ。憲法では結婚とは両性の合意に基づくものとされるが、夫婦別姓ではその両性の合意すら必要ないとするのだ。合意は不要ということにすれば、個人の一時の気まぐれでも簡単に別姓にすることができる。夫婦の合意を前提にすると、結論がまとまるのに時間がかかってしまったり、従来の慣



習に引きずられて結局別姓になれなくなってしまうたりすることを心配するのだろう。少しでも、姓がバラバラの夫婦や家族が増える方向に仕向けようとしているのが見え見えだ。もうここまでくると、本性まる出しである。とても、正気の沙汰とは思えない。

## いろんな家族形態を作るための民法改正

家族の姓がバラバラの家族が周りから珍しがられるのは、ある程度仕方のないことである。それはデメリットとして受け入れざるを得ないのではないだろうか。「好奇の目で見るのは偏見だ」と言って周囲の人を責めてもしょうがない。実際に珍しい存在なのだから。

夫婦別姓は、ここにはっきりしたデメリットがある。別姓推進派もこれには気づいているようだ。だが、デメリットであると認めようとしなない。民法が改正されて別姓夫婦が法的に認められれば、偏見はなくなるから問題ない、と主張する。

*現状で別姓を実践しようと思うと、すでに紹介したように、通称使用でも、事実婚でも、家族や周囲の人びとの理解をえるために、なおそのような努力を払わねばならない。誰でも気軽に実行できるわけではない。夫婦別姓選択制度の法制化は、法が別姓を認めることによって、いわば「御墨付」を与えることになり、このような夫婦のあり方を法のレベルで後押しするものとなるだろう。少数の選択を保障するためには残念ながら、日本ではまだまだ「御墨付」が必要なのである。(『夫婦別姓への招待』)*

民法改正が、法律によって夫婦別姓に「御墨付」を与えるためという推進派の本音が明確に分かる。しかも、日本人は愚かだから、オカミの「御墨付」でもなければ理解できない、と国民を小馬鹿にしたような論調が鼻につく。別姓推進派は仲間内では、このように他の日本人を見下したような論調で話し合っているのだろう。

夫婦別姓になじみのない日本社会で、別姓を実践しようとすれば、人々の理解を得るのに苦労するのは目に見えている。別姓推進派は、これを何とかしなければいけない。それで、別姓夫婦が増えることを夢想するのである。

*また別姓を選択する人びとが増えてくれば、夫婦、親子、兄弟姉妹で氏が違うことは当たり前になり、これまでのように、氏が違うからなにか家族に事情*

があるのではないかと特別に見る意識を減少させるだろう。それは、事実婚、離婚母子・父子家庭非婚母子、再婚家族など、多様な家族形態にたいする偏見を弱めることにつながる。夫婦別姓選択制度は、少数の選択を保障することから、ライフスタイルの選択幅を広げることになるだろう。(『夫婦別姓への招待』)

やはり、別姓夫婦が増えなければ、別姓推進派の目指す理想社会は実現しないのだ。その理想の社会とは、夫婦、親子、兄弟姉妹で姓が違うことが当たり前である社会ということだ。

これだ！これが、別姓推進派の目指す理想なのである。

推進派が、「別姓も選べるようにするだけ」と言っているのは、単なる建前に過ぎないことがこういうところからも分かる。

さて、別姓推進派の主張で奇妙なのは、「多様な家族形態が選択可能になる」というものである。家族形態を選ぶといっても、どれほどのバリエーションがあるのかと考え込んでしまいが、それが、先の文章に挙げられている。「事実婚、離婚母子・父子家庭、非婚母子、再婚家族」なのだそうである。これが、「ライフスタイルの選択幅を広げること」なのだそうである。夫婦別姓選択制度にすると、それらのうちどれでも気軽に選べるようになるのだそうである。

こんなのを「ライフスタイル」と言うか。こんなライフスタイルを選べるようになったからといって誰が喜ぶか。

結果として様々な家族形態が存在するのは当然としても、それが、一般の人が考える普通の家族形態と同等の選択肢だなんて無茶苦茶だ。

母子家庭や再婚家族を偏見の目で見えてはいけなく、というのは分かる。しかし、だからといって、このような家族に対する偏見をなくすために、別姓夫婦を増やし、特殊な家族形態を増やし、一般の人々も抵抗なく選べるようにしよう、というのは倒錯した論理である。

エイズ患者に例えて考えてみよう。エイズ患者に対する偏見はよくないというのは分かる。しかし、エイズ患者をもっと身近に増やして人々の偏見をなくそう、と誰が考えるだろうか。

別姓推進派の理屈は、これと同じである。

ところで、多様な家族形態が選べるようになることを主張する別姓推進派は多いが、その選択肢の内容や順番は論者によって微妙に違う。「事実婚」が先頭に来ている場合は、たいてい論者自身が事実婚の実践者である。論者が非婚主義者の場合は、

「シングル」というのが先頭に来ることになる。独身というのも無理矢理家族の一形態に含めてしまおうとするのである。「シングル家族」という変な造語を作ったりする。

結局、別姓推進派の動機は自分自身の置かれた状況を正当化することにあるように見える。

## 選択的夫婦別姓は一般の人々のためにならない

こうして見てくると、選択的夫婦別姓のための民法改正は、一般の人々のためではないということが分かる。誰のための民法改正かという点、事実婚のカップルのためであったり、非婚主義者のためであったりする。

事実婚や非婚が目立たないようにしたい。そのために、一般の結婚を事実婚や非婚と同じようなものにしてしまおうという狙いである。

意地悪クイズを一つ紹介しよう。

「シャツにたばこの火で焼け焦げを作ってしまったとする。この焼け焦げを目立たなくしたい。さて、どうするか」

答えは、「シャツの全面に、たばこの焼け焦げを付けまくる」である。確かに、これなら最初の焼け焦げは目立たなくなる。

別姓推進派の本音もこれと同じなのではないか。焼け焦げができたとき、その焼け焦げを何とかしようとするのではなく、その他のまっさらな部分を焦がして、もとの焼け焦げを目立たなくしようとしているのだ。つまり、一般の結婚を事実婚や非婚と同じにしてしまって、事実婚カップルや非婚主義者が目立たなくしようとしているのである。

別姓推進派は、もともと法律婚というものに特別の意義を感じていない。それなのに、今回、夫婦別姓を法律で認めることにこだわるのは、法律婚を事実婚と同じにしてしまいたいからである。「法律婚なんかは大した値打ちなんかないんだ」ということになってしまいたいからである。そして、法律婚の値打ちを引きずり落とすことによって、「結婚の意義」までもおとしめようとしているのである。

## 別姓推進派にある嫉妬の情念

明星大学教授の小堀桂一郎氏は夫婦別姓を推進しようとする者の動機を「ルサンチマン」という言葉で言い表している。

*これは嫉妬、怨恨、復讐心等々の訳語が当てられるが、結局それらを全部含んだ概念であって一語をもつて的確に表現しうる訳語が見当たらない。説明的に言えば、例えば現在の社会環境への適応不全に悩む者が、正常に適応し得ている周囲の他人への嫉妬や猜忌から、その人々を自分と同じ適応不全状態に引きずり落とそうとして、その環境の破壊を図る情念、とでも言えばよいかもしれない。(一九九六年三月二日 産経新聞 朝刊)*

まさに本質を突いている。

この情念は、学期末試験を直前に控えた中学生が、学校が火事でなくなってしまうばいいのにと夢想するのによく似ている。誰にでも経験があるのではないだろうか。苦手な科目の試験勉強の苦しみや、十分な試験対策ができなかった不安から逃れたいために、「何らかのトラブルで試験が中止になってくれたら」と、ふと思ってしまったことが。

しかし、たいていの方は、ふと思うだけで、実際に学校に放火しようとすることはない。苦手な科目は苦手なりに努力するし、結果が悪くても次回で挽回しようと心を切り替えて現実に対処している。

夫婦別姓推進派は、このふと思ったことを実行に移してしまおうとしているのである。彼ら(彼女ら)は、「結婚なんかに意義などない」「家族のまとまりなんて大して意味がない」と、自分一人が思っているだけでは満足しない。世間の多くが、結婚を人生最大の節目のようにとらえ、家族を幸せの基本単位のように考えているということが面白くないのである。幸せそうに結婚するカップルや、家族水入らずを楽しんでいる人たちが存在するのも目障りなのだろう。そこで、「結婚」「家族」の価値をおとしめようとするのだ。

夫婦別姓推進派の狙いが、「結婚の意義の矮小化」と「家族の解体」というところにあると考えると、「今、なぜ夫婦別姓か」というモヤモヤした謎がすっきり理解できる。様々な理屈をこねていても、結局はこの狙いにつながっているのである。長年にわたって、民法改正を求めつづけるエネルギーの源はここにあったのだ。

## 選べるようにするだけでは終わらない

夫婦別姓を推進しようとする人の動機には、大いに不純なものを感じられる。彼ら(彼女ら)の最終目標は、単に「別姓が選べる」ということではない。これは、第一幕でしかないのだ。

第二幕は、「夫婦別姓の普及」。第三幕は、「結婚の形骸化」。そして、終幕は、「家族の解体」となっている。これが別姓推進派のシナリオなのである。

このシナリオは、第一幕から順々に作られていったものではない。終幕部分がまず書き上げられ、そこに観客を導くために第三幕、次に第二幕、そして最後に第一幕ができてあがっていったものだ。

はじめ、極端な個人主義者が「家族の解体」を思いついた。戦後の新民法で家制度が否定されることで、これは実現するはずだった。しかし、経済成長とともに核家族化が進んだ程度で、家族の結束を崩すには至らなかった。

そこで、その前段階の「結婚の形骸化」を思いついた。結婚の根強い習慣を崩しにかかったのだ。「非婚」「男余り」「結婚しないかもしれない症候群」という言葉を振りまいた。晩婚化の傾向を取り上げ、「人々は、結婚に興味を失った。もはや結婚は人生のオプションでしかない」と勝手な解説を繰り返した。しかし、独身者のほとんどは、いずれ結婚すると考えており、結婚するつもりはないとする人は例外的存在のままだった。

結婚という習慣をなかなか崩せないと思った彼ら(彼女ら)は、今度は「夫婦別姓の普及」を思いついた。この段階では、婚姻届を出さない事実婚の奨励である。事実婚が広まれば、正式の結婚に意味がなくなると考えたのだ。対等のパートナーとして、お互いを尊重し合うことの素晴らしさを喧伝した。結婚にまつわる古い因習と無縁でいられる気楽さを強調した。しかし、事実婚を実践するものはごくごく一部にとどまり、一向に増える気配もない。むしろ、世間から異端視される始末だ。

そこで、ついに、「夫婦別姓の法制化」を思いついたのである。法律が夫婦別姓を認めることで、人々の意識を変えてしまおうと考えた。当初は、「原則的夫婦別姓」をぶち立てて、一気に別姓の普及を実現しようと企んだが、余りにも一般の抵抗が大きいく

に気づいて、「選択的夫婦別姓」に戦略転換した。法制審議会の改正案も出され、国会提出直前にまで漕ぎ着けた。しかし、この「選択的夫婦別姓」も失敗であった。結局、世論の理解を得られず、国会提出も見送られることとなった。そして、現在、次の戦略を画策中である。

どうだろうか。みなさんは、この四幕の演劇に足を踏み入れたいと思うだろうか。取りあえず第一幕だけは、観ても差し支えない。だが、第二幕が始まった時点で、ほとんどの人が劇場に座っていらなくなるだろう。その時、気がついて、もうチケットの払い戻しはしてもらえない。

現在は、劇場の前で呼び込みが行われている段階だ。今ならまだ、引き返せる。

民法改正に伴うコストを負担する覚悟で、第一幕だけでも観てみたいと思うか。それとも、寄り道をせず、早く家族の待つ家庭の団欒に帰りたいと思うか。

今、国民にこのことが問われている。

#### 執筆者プロフィール

平野 喜久(ひらの・よしひさ)

中小企業診断士 シニア・リスクコンサルタント

ひらきプランニング株式会社 代表取締役

1962年愛知県生まれ。名古屋大学経済学部経営学科卒、鐘紡株式会社財務本部に勤務。現在、ひらきプランニング株式会社代表取締役。BCP指導歴5年。2年前から新型インフルエンザ対策の必要性を呼びかけ、企業向けのセミナー、教材開発、対策支援を行なう。中小企業向けBCPの支援実績ではトップクラス。NPO東海リスクマネジメント研究会理事、BCMリスクマネジャー、内部統制評価者。著書:「天使と悪魔のビジネス用語辞典」(すばる舎)。DVD教材企画監修「BCPって何?」「新型インフルエンザって何?」。連載「平野喜久先生の知っとく社会人用語」(毎日コミュニケーションズ)。運営ブログ「天使と悪魔のビジネス雑記帳」。運営メルマガ「危機管理室の情報源」